【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長　殿
【提出日】	2022年5月13日提出
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　小松　幹太
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	西脇　保宏 連絡場所　東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型） ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で20兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）（愛称：ワールドプライム）
ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）（愛称：ワールドプライム）

（注1）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指していうものとします。
（注2）上記を、それぞれ「毎月分配型」、「年2回決算型」という場合があります。
（注3）上記を、それぞれ「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」、「ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）」という場合があります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で20兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社
電話番号（コールセンター）　0120-106212（営業日の9:00～17:00）
ホームページ　https://www.daiwa-am.co.jp/

(5)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜2.0%）となっています。
具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。
申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。
「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

＜スイッチング（乗換え）について＞

・「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。

・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。

・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。

(6)【申込単位】

販売会社にお問合わせ下さい。

(7)【申込期間】

2022年5月14日から2022年11月15日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8)【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）	0120-106212（営業日の9:00～17:00）
ホームページ	https://www.daiwa-am.co.jp/

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10)【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社　証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表〈各ファンド共通〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
追加型投信	海　外	債　券
	内　外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表〈ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）（愛称：ワールドプライム）〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル（除く日本）		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり （　　）
	年6回（隔月）	欧州		
		アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 （投資信託証券） （債券 一般 高格付債）	年12回（毎月）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	日々	アフリカ		
資産複合 （　　）		中近東（中東）		
資産配分固定型	その他 （　）	エマージング		
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表〈ダイワ世界債券ファンド(年2回決算型)(愛称:ワールドプライム)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル(除く日本)	ファミリーファンド	あり ( )
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本		
不動産投信	年4回	北米		
その他資産 (投資信託証券) (債券 一般 高格付債)	年6回(隔月)	欧州		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他 ( )	中南米		
		アフリカ		
		中近東(中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に定めるＭＭＦ
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に定めるＭＲＦ
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合　資産配分固定型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合　資産配分変更型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	ＴＯＰＩＸ	目論見書等において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレスhttp://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜信託金の限度額＞

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）について5兆円、ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）について5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

各国の国債利回り（残存期間5年程度の国債利回り）

（2022年2月末現在）

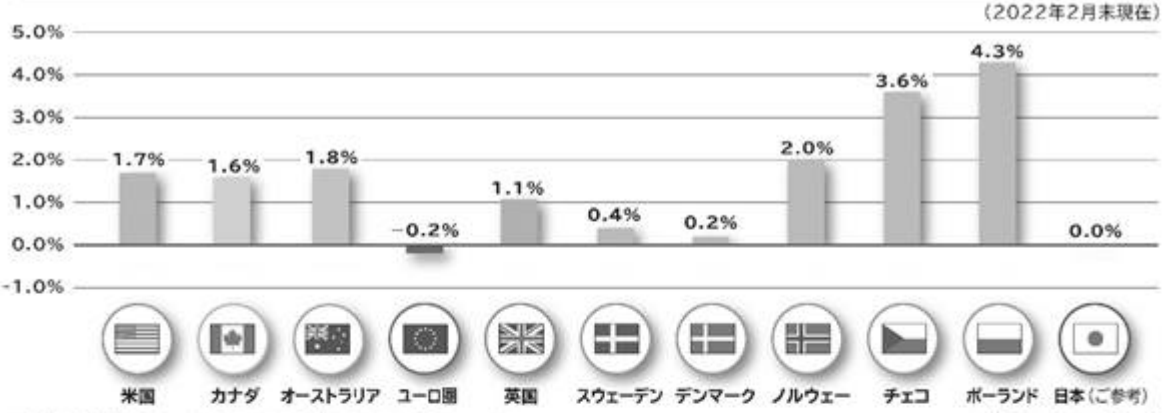

※日本は投資対象国ではありませんが、参考までに表示しています。
※外貨建資産には為替変動リスクがあります。表示の利回りは税引前です。
※当ファンドが上記の利回りで運用されることを示唆するものではありません。
※上記は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
※上記は5年国債で運用することを示唆するものではありません。
※ユーロ圏はドイツ国債の利回りを使用しています。

（出所）ブルームバーグ

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。

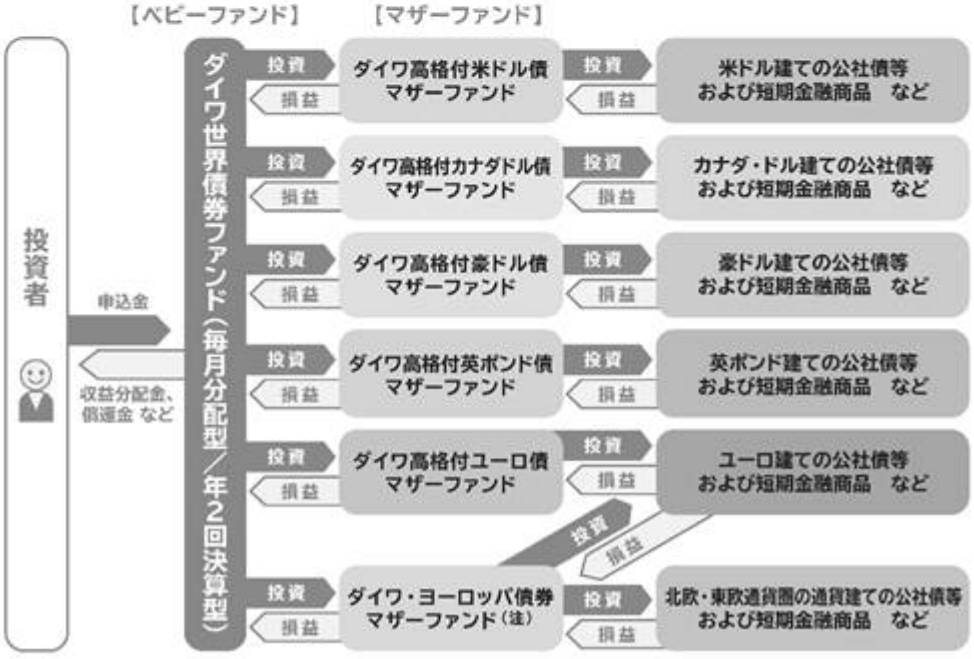

（注）ヨーロッパ各国の金利水準が大きく変わる等、市場環境等によっては、ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンドを通じて、「ユーロ」および「北欧・東欧通貨」以外のヨーロッパの通貨に投資することがあります。

2

**投資する公社債等の格付けは、取得時においてAA格相当以上※1とすることを基本とします。
ただし、ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンドを通じて投資する国家機関等の公社債等（注）については、取得時においてA格相当以上※2とすることを基本とします。**

（注）「国家機関等の公社債等」とは、国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等をいいます。

債券の格付けについて

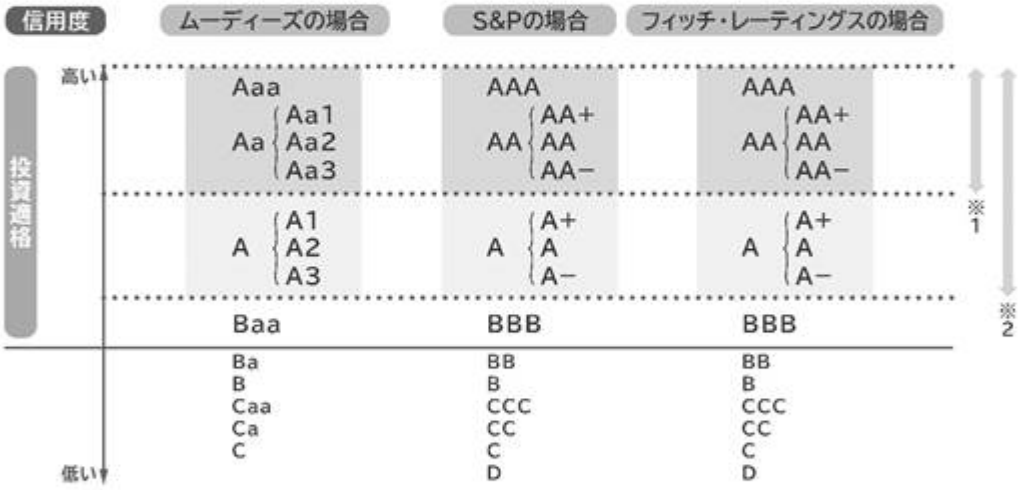

※1 ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA−以上
（ダイワ高格付豪ドル債マザーファンドを通じて投資する公社債等の格付けは、ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA−以上もしくはフィッチでAA−以上）
※2 ムーディーズでA3以上またはS&PでA−以上

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）、フィッチ・レーティングス（Fitch）といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

◆各マザーファンドにおいて、公社債等のポートフォリオの修正デュレーションは、下記の範囲とすることを基本とします。

ダイワ高格付米ドル債マザーファンド	3（年）程度から5（年）程度の範囲
ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド	
ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド	
ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド	
ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド	
ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド	3（年）程度から7（年）程度の範囲

修正デュレーションについて

■修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。

■修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動（ブレ幅）が大きくなります。

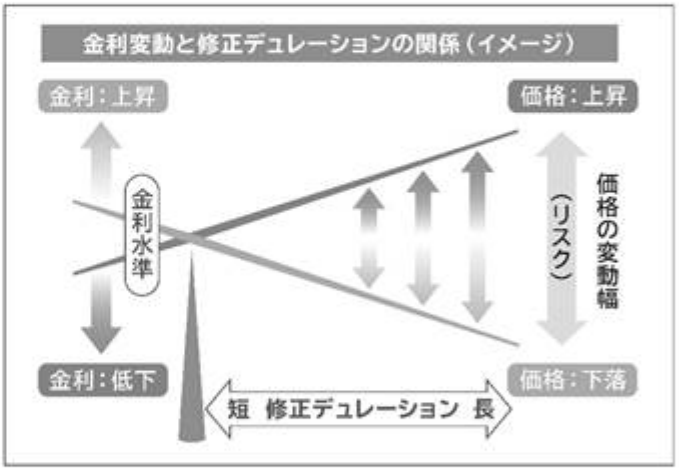

・マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。
・外貨建資産（マザーファンドを通じて投資するものを含みます。）について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1．および2．の運用が行なわれないことがあります。

3 ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）、ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）の2つのファンドがあります。

◆各ファンド間でスイッチング（乗換え）を行なうことができます。

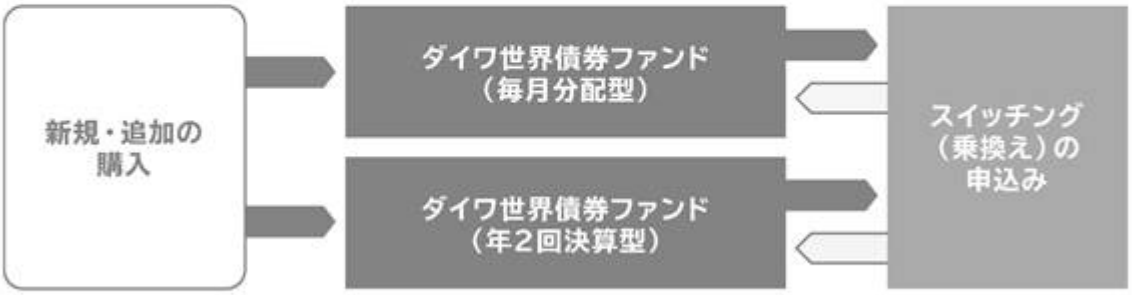

2つのファンドの運用方針は同一ですが、それぞれ、別のファンドとして運用を行なうため、運用実績は異なる場合があります。

4 2つのファンドは、それぞれ毎月または年2回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

毎月分配型

毎月20日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

【分配方針】

ⓐ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

ⓑ 原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、基準価額の水準等によっては、上記にかかわらず今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮したうえで分配をすることがあります。なお、分配対象額が少額の場合は分配を行なわない場合があります。

年2回決算型

毎年2月20日および8月20日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

【分配方針】

ⓐ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

ⓑ 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

・上記はイメージ図であり、**将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。**

・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。**分配金が支払われない場合もあります。**

・**ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。**

[収益分配金に関する留意事項]

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

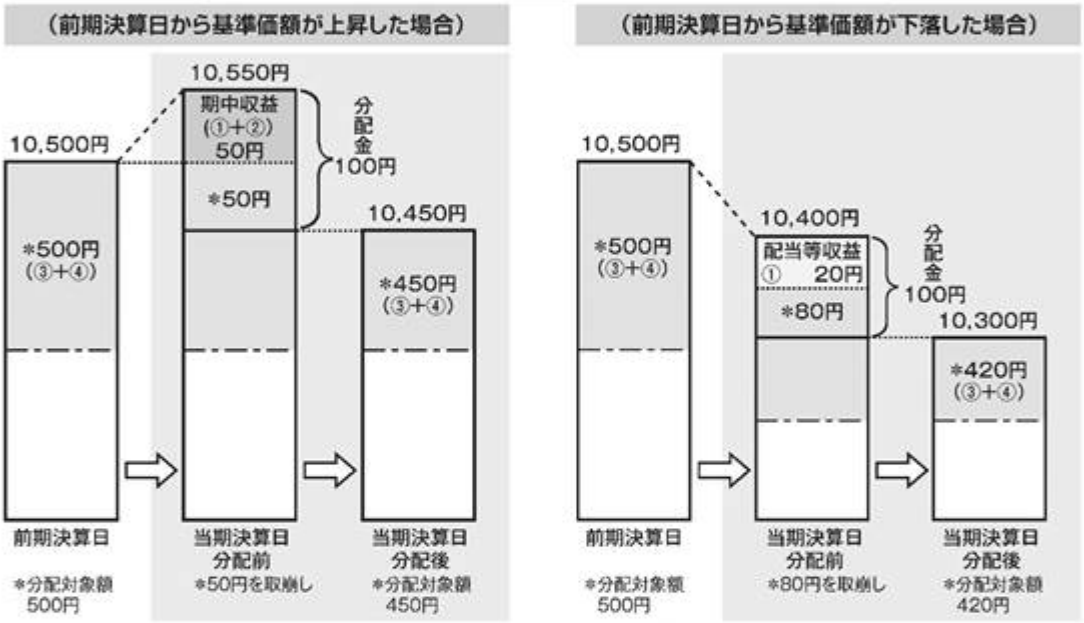

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）　（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）

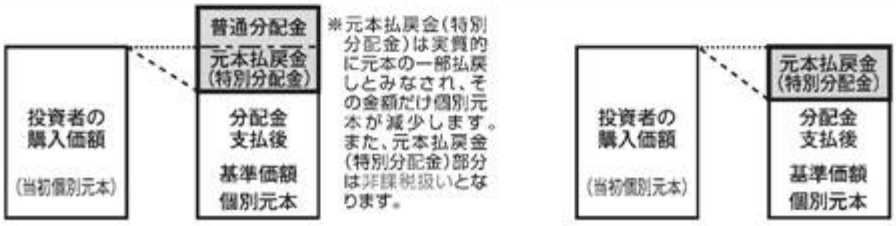

普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金） … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

[参考]各マザーファンドの投資態度

ダイワ高格付米ドル債マザーファンド	ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド

①　主として米ドル建ての公社債、ＡＢＳ、ＭＢＳなど（以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。	①　主としてユーロ建ての公社債、ＡＢＳ、ＭＢＳなど（以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
②　米ドル建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。	②　ユーロ建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。
イ．各銘柄の格付けは、取得時においてＡＡ格相当以上（Ｓ＆ＰでＡＡ－以上またはムーディーズでＡａ３以上）とすることを基本とします。	
ロ．取得後、格付けの低下によってＡＡ格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。	
ハ．政府およびその代理機関が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。	
ニ．ポートフォリオの修正デュレーションは、3（年）程度から5（年）程度の範囲とすることを基本とします。	
ホ．金利リスク調整のため、米国債先物取引等を利用することがあります。	ホ．金利リスク調整のため、ユーロ建ての国債先物取引等を利用することがあります。
③　為替については、米ドル建資産の投資比率を100%に近づけることを基本とします。	③　為替については、ユーロ建資産の投資比率を100%に近づけることを基本とします。
④　有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則って行ないます。	
⑤　大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。	

ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド	ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド
①　主として豪ドル建ての公社債、ＡＢＳ、ＭＢＳなど（以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。	①　主としてカナダ・ドル建ての公社債（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

②　豪ドル建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。	②　公社債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
イ．各銘柄の格付けは、取得時においてＡＡ格相当以上（Ｓ＆ＰでＡＡ－以上またはムーディーズでＡａ３以上もしくはフィッチでＡＡ－以上）とすることを基本とします。	イ．投資対象の格付けは、取得時においてＡＡ格相当以上（ムーディーズでＡａ３以上またはＳ＆ＰでＡＡ－以上）とすることを基本とします。
ロ．取得後、格付けの低下によってＡＡ格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。	ロ．取得後、格付けの低下によってＡＡ格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、合計で信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
ハ．政府・州およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。	ハ．国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
ニ．ポートフォリオの修正デュレーションは、3（年）程度から5（年）程度の範囲とすることを基本とします。	ニ．ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲を基本とします。
ホ．金利リスク調整のため、豪ドル建ての国債先物取引等を利用することがあります。	ホ．金利リスク調整のため、カナダ・ドル建ての国債先物取引等を利用することがあります。
③　為替については、豪ドル建資産の投資比率を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。	③　為替については、カナダ・ドル建資産の投資比率を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
④　有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則って行ないます。	
⑤　大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。	

ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド

①　主として英ポンド建公社債（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
②　投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
イ．投資対象の格付けは、取得時においてＡＡ格相当以上（ムーディーズでＡａ３以上またはＳ＆ＰでＡＡ－以上）とすることを基本とします。
ロ．取得後、格付けの低下によってＡＡ格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、合計で信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
ハ．国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
ニ．ポートフォリオの修正デュレーションは、3（年）程度から5（年）程度の範囲を基本とします。
ホ．金利リスク調整のため、英ポンド建ての国債先物取引等を利用することがあります。
③　外貨建資産の投資にあたっては、英ポンド建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
④　保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
⑤　大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド
①　主としてヨーロッパの通貨建ての公社債（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
②　公社債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

イ．各通貨圏別の投資比率については、北欧・東欧通貨圏の通貨（注1）を信託財産の純資産総額の60%程度、ユーロ等（注2）を信託財産の純資産総額の40%程度とすることを基本とします（ただし、北欧・東欧通貨圏の対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて各通貨圏別の配分比率を見直します。）。

注1：当ファンドにおける北欧・東欧通貨圏の通貨とは、主として、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、チェコ、ポーランドおよびハンガリー等の通貨を指しますが、この他、委託会社が北欧・東欧通貨圏の通貨に相当すると判断したヨーロッパの通貨を含みます。
注2：ヨーロッパ各国の金利水準が大きく変わる等、市場環境等によっては、ユーロに投資する比率の制約の範囲内で、ユーロ・北欧・東欧通貨圏以外のヨーロッパの通貨に投資することがあります。

ロ．投資対象の格付けは、取得時においてＡＡ格相当以上とすることを基本とします。

ハ．ただし、国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等（以下「国家機関等の公社債等」といいます。）については、取得時においてＡ格相当以上とすることを基本とします。

ニ．国家機関等の公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。

ホ．ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から7(年)程度の範囲を基本とします。

ヘ．金利リスク調整のため、ヨーロッパの通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。

③　為替については、ヨーロッパの通貨建資産の投資比率を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。

④　有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定および格付けの定義は、委託会社の社内規則に則って行ないます。

⑤　大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2)【ファンドの沿革】

＜ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）＞

2005年12月16日	信託契約締結、当初自己設定、運用開始
2006年12月12日	・信託期間を無期限に変更（当初は2015年12月7日まで） ・計算期間を毎月21日から翌月20日まで、ただし、第13計算期間は、2006年12月6日から2007年1月20日までに変更（当初は毎月6日から翌月5日まで、ただし、最終計算期間は、2015年11月6日から2015年12月7日まで）
2006年12月29日	ファンド名称に（愛称：ワールドプライム）を追加

＜ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）＞

2008年10月31日　　信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

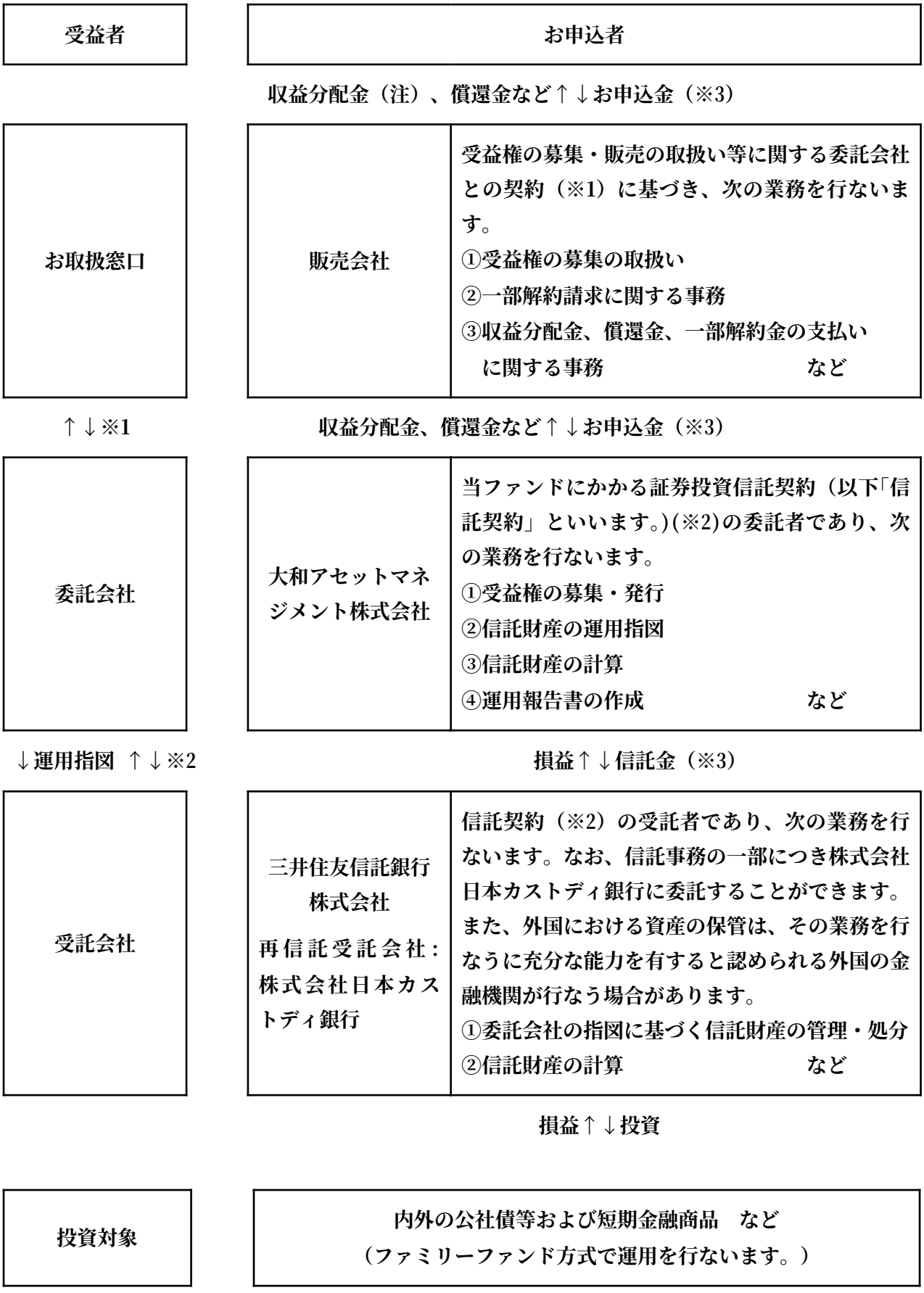

(注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

＜委託会社の概況（2022年2月末日現在）＞

・資本金の額　151億7,427万2,500円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 （金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

・大株主の状況

名　称	住　所	所有株式数	比率
		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

＜各ファンド共通＞

①　主要投資対象

次に掲げるマザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. ダイワ高格付米ドル債マザーファンドの受益証券
2. ダイワ高格付カナダドル債マザーファンドの受益証券

3. ダイワ高格付豪ドル債マザーファンドの受益証券
4. ダイワ高格付ユーロ債マザーファンドの受益証券
5. ダイワ高格付英ポンド債マザーファンドの受益証券
6. ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンドの受益証券

② 投資態度

イ．通貨を分散し、外貨建ての公社債等に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

ロ．米ドル、カナダ・ドル、豪ドル、ユーロ等、英ポンドおよび北欧･東欧通貨＊の各通貨建ての公社債等に均等に投資することをめざします（ただし、北欧･東欧通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、投資比率を見直します。）。

＊ 北欧･東欧通貨とは、スウェーデン・クローネ(SKr)、デンマーク・クローネ(DKr)、ノルウェー・クローネ(NKr)、チェコ・コルナ(Kc)、ポーランド・ズロチ(ZL)、ハンガリー・フォリント(Ft)等とします。

ハ．各通貨の公社債への投資は以下のマザーファンドの受益証券を通じて行ないます。

米ドルへの投資は「ダイワ高格付米ドル債マザーファンド」、カナダ・ドルへの投資は「ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド」、豪ドルへの投資は「ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド」、ユーロ等への投資は「ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド」および「ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド」、英ポンドへの投資は「ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド」、北欧・東欧通貨への投資は「ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド」の受益証券を通じて行ないます。

ニ．マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

ホ．外貨建資産（マザーファンドを通じて投資するものを含みます。）について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ヘ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2)【投資対象】

＜各ファンド共通＞

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)④、⑤および⑥に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたダイワ高格付米ドル債マザーファンド、ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド、ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド、ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド、ダイ

ワ高格付英ポンド債マザーファンドおよびダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前15. の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10. の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。

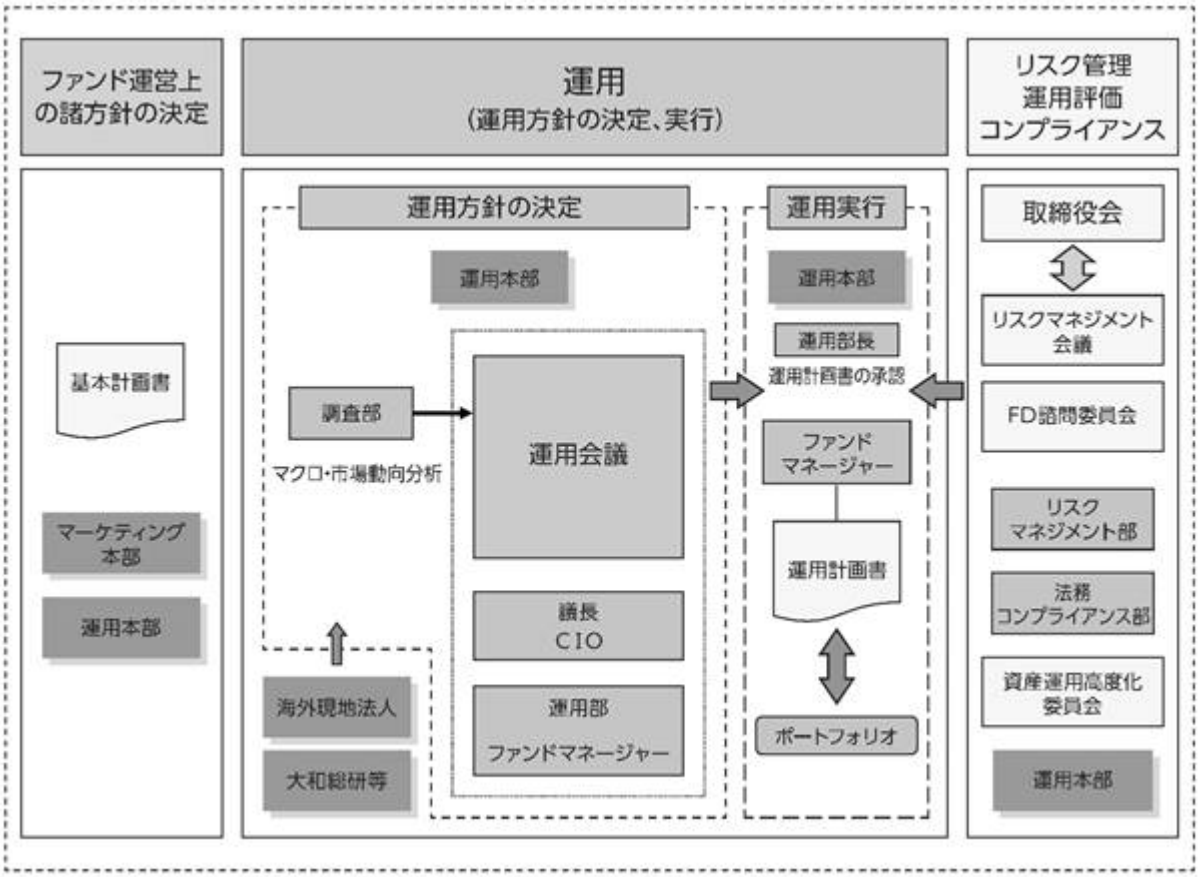

② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（3名）
運用最高責任者として、次の職務を遂行します。
・基本的な運用方針の決定
・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（0～5名程度）
CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）
CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）
ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ．運用チームリーダー
ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ．ファンドマネージャー
ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④　リスクマネジメント会議、FD諮問委員会および資産運用高度化委員会
次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は45～55名程度です。

イ．リスクマネジメント会議
経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．FD諮問委員会
取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

ハ．資産運用高度化委員会
資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。

⑤　受託会社に対する管理体制
受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※　上記の運用体制は2022年2月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

＜ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）＞

①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

②　原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、基準価額の水準等によっては、上記にかかわらず今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮したうえで分配をすることがあります。なお、分配対象額が少額の場合は分配を行なわない場合があります。

③　留保益は、前(1)に基づいて運用します。

＜ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）＞

①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

②　原則として、信託財産の成長に資することを目的に、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

③　留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

＜各ファンド共通＞

①　株式（信託約款）

イ．株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

ロ．委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ．前ロ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

②　投資信託証券（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③　投資する株式の範囲（信託約款）

イ．委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（※）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

（※）金融商品取引所について

＜ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）＞

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

＜ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）＞

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

④　先物取引等（信託約款）

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤　スワップ取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥　金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ヘ．前ホ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦　デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧　同一銘柄の転換社債等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑨　有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑩　外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑪　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫　外国為替予約取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ．前イ．の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ．前ロ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ．前ロ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑬　信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑭　資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参　考＞ マザーファンドの概要

(1) 投資方針

①　主要投資対象

イ．ダイワ高格付米ドル債マザーファンド

内外の公社債、ＡＢＳ（アセットバック証券：各種の債権や商業用不動産などの資産を裏付けとして発行された証券）、ＭＢＳ（モーゲージ担保証券：不動産担保融資の債権を裏付けとして発行された証券）および短期金融商品を主要投資対象とします。

ロ．ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド

内外の公社債等および短期金融商品を主要投資対象とします。

ハ．ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド

内外の公社債、ＡＢＳ（アセットバック証券：各種の債権や商業用不動産などの資産を裏付けとして発行された証券）、ＭＢＳ（モーゲージ担保証券：不動産担保融資の債権を裏付けとして発行された証券）および短期金融商品を主要投資対象とします。

ニ．ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド

内外の公社債、ＡＢＳ（アセットバック証券：各種の債権や商業用不動産などの資産を裏付けとして発行された証券）、ＭＢＳ（モーゲージ担保証券：不動産担保融資の債権を裏付けとして発行された証券）などおよび短期金融商品を主要投資対象とします。

ホ．ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド

内外の公社債等および短期金融商品を主要投資対象とします。

ヘ．ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド

内外の公社債等および短期金融商品を主要投資対象とします。

②　投資態度

「1　ファンドの性格」「(1) ファンドの目的及び基本的性格」＜ファンドの特色＞の「［参考］各マザーファンドの投資態度」をご参照下さい。

(2) 投資対象

＜ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド以外の各ファンド＞

①　当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)④、⑤および⑥に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前6.までの証券または証書の性質を有するもの

8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

9. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

11. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

15. 外国の者に対する権利で前14. の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前7.ならびに前11.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前5.までの証券および前7.ならびに前11.の証券または証書のうち前2.から前5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前8.の証券および前9.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

＜ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド＞

①　当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)④、⑤および⑥に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前15. の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

＜ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド以外の各ファンド＞

①　株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式および株式を組入可能な投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②　投資信託証券

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③　外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④　先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買ま

たは金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下「＜参　考＞ マザーファンドの概要」において同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥　金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価

総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

＜ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド＞

① 株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 投資信託証券

（ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド以外の各ファンドと同規定）

③ 外貨建資産

（ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド以外の各ファンドと同規定）

④ 先物取引等

（ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド以外の各ファンドと同規定）

⑤ スワップ取引

（ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド以外の各ファンドと同規定）

⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引

（ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド以外の各ファンドと同規定）

3【投資リスク】

(1)価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、外貨建資産（マザーファンドを通じて投資するものを含みます。）について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

③ その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。

② ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

※ 流動性リスクに関する事項

・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4)リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。

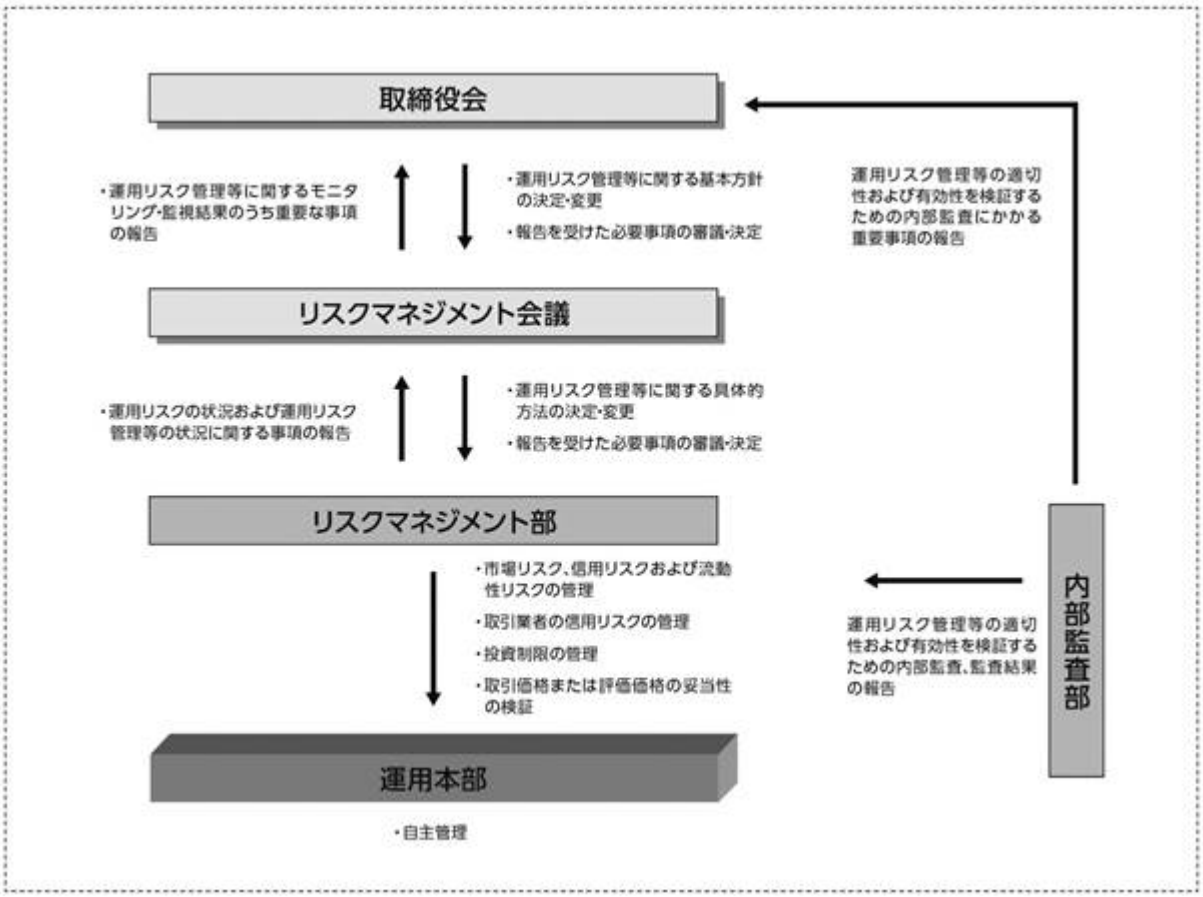

※　流動性リスクに対する管理体制

- **委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。**
- **取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。**

■参考情報

◆下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

[ダイワ世界債券ファンド(毎月分配型)]

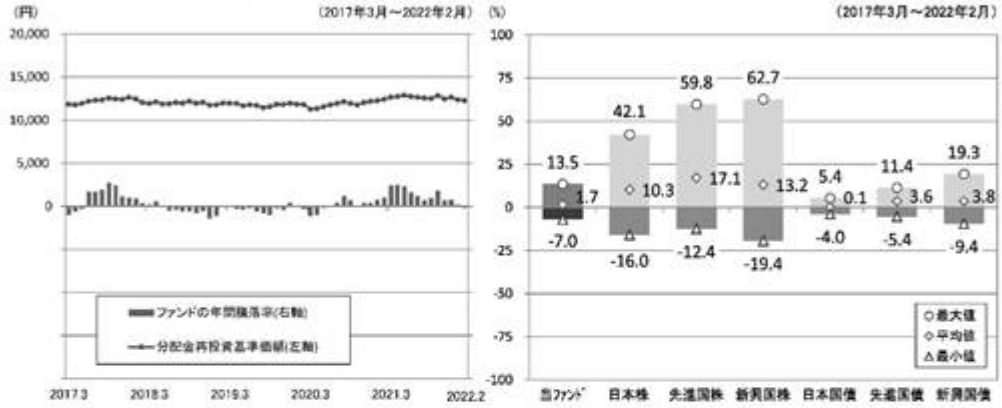

[ダイワ世界債券ファンド(年2回決算型)]

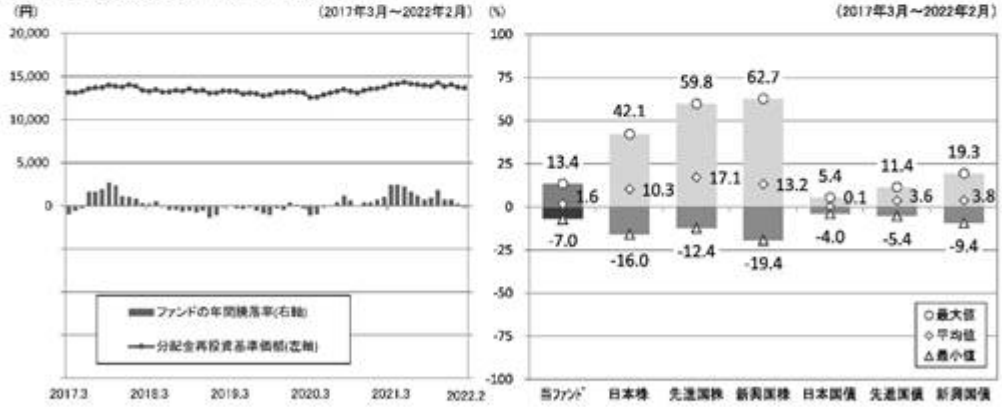

※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて
日 本 株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み,円ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み,円ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本,円ベース)
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について
●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜2.0%）となっています。
具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。
申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。
「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

＜スイッチング（乗換え）について＞

- 「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.375%（税抜1.25%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

「ダイワ世界債券ファンド(毎月分配型)」および「ダイワ世界債券ファンド(年2回決算型)」の信託財産の純資産総額の合計額が	委託会社	販売会社	受託会社
300億円未満の場合	年率0.50%（税抜）	年率0.70%（税抜）	年率0.05%（税抜）
300億円以上1,000億円未満の場合	年率0.45%（税抜）	年率0.75%（税抜）	
1,000億円以上の場合	年率0.40%（税抜）	年率0.80%（税抜）	

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③　信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

④　信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

＜マザーファンドより支弁する手数料等＞

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

①　個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。
一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

②　法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収（※）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

＜注1＞個別元本について

①　投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

②　投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③　投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④　個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

＜注2＞収益分配金の課税について

①　追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

②　投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2022年2月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）】

(1)【投資状況】(2022年2月28日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	20,906,701,558	99.52
内 日本	20,906,701,558	99.52
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	100,592,198	0.48
純資産総額	21,007,293,756	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】(2022年2月28日現在)

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	3,580,658,805	1.6239 5,814,631,833	1.6004 5,730,486,351	27.28
2	ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,172,901,555	2.9882 3,504,864,433	2.9977 3,516,006,991	16.74
3	ダイワ高格付米ドル債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	2,010,249,488	1.7431 3,504,065,882	1.7462 3,510,297,655	16.71
4	ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,769,649,460	1.9792 3,502,490,211	1.9828 3,508,860,949	16.70
5	ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	2,761,836,336	1.2751 3,521,617,589	1.2592 3,477,704,314	16.55
6	ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	637,274,883	1.8455 1,176,154,524	1.8255 1,163,345,298	5.54

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.52%
合計	99.52%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第14特定期間末 (2012年8月20日)	81,163,540,050	81,418,056,133	0.6378	0.6398
第15特定期間末 (2013年2月20日)	91,171,376,919	91,414,718,428	0.7493	0.7513
第16特定期間末 (2013年8月20日)	80,408,194,341	80,626,038,509	0.7382	0.7402
第17特定期間末 (2014年2月20日)	76,901,909,223	77,100,519,241	0.7744	0.7764
第18特定期間末 (2014年8月20日)	72,009,097,809	72,193,153,659	0.7825	0.7845
第19特定期間末 (2015年2月20日)	66,914,829,501	67,079,129,133	0.8145	0.8165
第20特定期間末 (2015年8月20日)	62,379,319,391	62,533,689,101	0.8082	0.8102
第21特定期間末 (2016年2月22日)	52,607,693,332	52,755,981,238	0.7095	0.7115

第22特定期間末 (2016年8月22日)	45,633,296,838	45,775,847,702	0.6402	0.6422
第23特定期間末 (2017年2月20日)	44,658,311,499	44,791,134,075	0.6725	0.6745
第24特定期間末 (2017年8月21日)	39,971,973,818	40,090,019,434	0.6772	0.6792
第25特定期間末 (2018年2月20日)	35,260,696,910	35,340,312,841	0.6643	0.6658
第26特定期間末 (2018年8月20日)	33,326,208,986	33,404,307,726	0.6401	0.6416
第27特定期間末 (2019年2月20日)	31,223,763,516	31,272,707,934	0.6379	0.6389
第28特定期間末 (2019年8月20日)	27,903,439,855	27,949,237,577	0.6093	0.6103
第29特定期間末 (2020年2月20日)	26,960,810,035	27,003,749,921	0.6279	0.6289
第30特定期間末 (2020年8月20日)	25,667,011,487	25,707,743,145	0.6301	0.6311
第31特定期間末 (2021年2月22日)	24,519,616,573	24,538,710,423	0.6421	0.6426
2021年2月末日	24,392,125,581	－	0.6409	－
3月末日	24,515,206,588	－	0.6532	－
4月末日	23,914,080,485	－	0.6568	－
5月末日	24,030,387,493	－	0.6649	－
6月末日	23,451,992,315	－	0.6556	－
7月末日	23,103,861,100	－	0.6510	－
第32特定期間末 (2021年8月20日)	22,615,136,998	22,632,809,741	0.6398	0.6403
8月末日	22,815,057,308	－	0.6467	－
9月末日	22,526,125,986	－	0.6426	－
10月末日	22,835,641,143	－	0.6604	－
11月末日	21,622,806,232	－	0.6390	－
12月末日	21,858,182,569	－	0.6484	－
2022年1月末日	21,293,109,954	－	0.6343	－
第33特定期間末 (2022年2月21日)	21,160,236,069	21,176,953,883	0.6329	0.6334
2月末日	21,007,293,756	－	0.6292	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第14特定期間	0.0120
第15特定期間	0.0120
第16特定期間	0.0120
第17特定期間	0.0120
第18特定期間	0.0120
第19特定期間	0.0120
第20特定期間	0.0120
第21特定期間	0.0120
第22特定期間	0.0120
第23特定期間	0.0120
第24特定期間	0.0120
第25特定期間	0.0095
第26特定期間	0.0090
第27特定期間	0.0070
第28特定期間	0.0060
第29特定期間	0.0060
第30特定期間	0.0060
第31特定期間	0.0045
第32特定期間	0.0030
第33特定期間	0.0030

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第14特定期間	△0.3
第15特定期間	19.4
第16特定期間	0.1
第17特定期間	6.5
第18特定期間	2.6
第19特定期間	5.6
第20特定期間	0.7
第21特定期間	△10.7
第22特定期間	△8.1
第23特定期間	6.9
第24特定期間	2.5
第25特定期間	△0.5
第26特定期間	△2.3
第27特定期間	0.7

第28特定期間	△3.5
第29特定期間	4.0
第30特定期間	1.3
第31特定期間	2.6
第32特定期間	0.1
第33特定期間	△0.6

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第14特定期間	460,148,241	11,600,943,863
第15特定期間	1,002,170,462	6,589,457,707
第16特定期間	274,860,547	13,023,531,054
第17特定期間	777,747,228	10,394,822,153
第18特定期間	502,933,809	7,780,017,885
第19特定期間	293,538,012	10,171,646,737
第20特定期間	160,306,352	5,125,267,229
第21特定期間	198,429,688	3,239,332,048
第22特定期間	188,764,124	3,057,284,929
第23特定期間	972,720,086	5,836,864,083
第24特定期間	176,761,360	7,565,241,174
第25特定期間	131,105,230	6,076,626,033
第26特定期間	862,976,416	1,874,437,227
第27特定期間	98,312,072	3,219,720,148
第28特定期間	78,841,092	3,225,537,237
第29特定期間	75,309,744	2,933,145,964
第30特定期間	69,042,914	2,277,271,263
第31特定期間	57,418,043	2,601,375,852
第32特定期間	31,325,303	2,873,539,450
第33特定期間	28,297,239	1,938,154,116

（参考）マザーファンド

ダイワ高格付米ドル債マザーファンド

(1) 投資状況（2022年2月28日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	9,173,754,221	55.78

	内 アメリカ	9,173,754,221	55.78
特殊債券		349,814,915	2.13
	内 アメリカ	349,814,915	2.13
社債券		6,499,546,431	39.52
	内 アメリカ	6,499,546,431	39.52
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		422,971,177	2.57
純資産総額		16,446,086,744	100.00

（注1） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2） 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（2022年2月28日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率 (%)
1	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	25,310,000	101.77 2,976,423,134	100.51 2,939,632,038	1.625000 2022/11/15	17.87
2	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	20,200,000	103.95 2,426,524,723	102.50 2,392,626,137	2.625000 2025/03/31	14.55
3	Commonwealth Bank of Australia	アメリカ	社債券	12,904,000	108.33 1,615,396,459	102.19 1,523,770,994	2.850000 2026/05/18	9.27
4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	10,300,000	100.22 1,192,889,454	93.76 1,116,005,818	2.000000 2041/11/15	6.79
5	Credit Suisse AG/New York NY	アメリカ	社債券	8,000,000	101.02 933,893,588	99.11 916,209,816	1.000000 2023/05/05	5.57
6	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,600,000	143.46 928,300,968	131.34 849,894,284	4.375000 2041/05/15	5.17
7	Westpac Banking Corp	アメリカ	社債券	5,621,000	108.16 702,551,749	101.17 657,157,737	2.700000 2026/08/19	4.00
8	Apple Inc	アメリカ	社債券	5,000,000	109.89 634,929,917	103.21 596,307,330	3.000000 2027/11/13	3.63
9	Chevron Corp	アメリカ	社債券	5,000,000	102.14 590,165,847	100.59 581,176,057	2.355000 2022/12/05	3.53
10	Westpac Banking Corp	アメリカ	社債券	5,000,000	105.33 608,555,630	100.46 580,430,760	2.350000 2025/02/19	3.53

11	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,000,000	101.73 587,790,302	98.32 568,066,910	1.500000 2026/08/15	3.45
12	Apple Inc	アメリカ	社債券	5,000,000	99.61 575,531,440	92.31 533,355,690	1.650000 2030/05/11	3.24
13	Bank of New Zealand	アメリカ	社債券	4,000,000	103.58 478,751,382	98.92 457,217,484	2.000000 2025/02/21	2.78
14	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	3,900,000	99.68 449,236,734	98.53 444,061,076	0.750000 2023/12/31	2.70
15	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	3,790,000	101.08 442,703,606	100.28 439,200,130	1.750000 2022/04/30	2.67
16	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	3,500,000	94.89 383,775,059	89.83 363,315,198	0.625000 2030/05/15	2.21
17	CREDIT SUISSE AG/NEW YORK NY	アメリカ	社債券	3,000,000	108.40 375,785,932	102.87 356,616,187	3.625000 2024/09/09	2.17
18	Temasek Financial I Ltd	アメリカ	特殊債券	3,000,000	102.66 355,874,356	100.91 349,814,914	2.375000 2023/01/23	2.13
19	Sumitomo Mitsui Banking Corp	アメリカ	社債券	2,500,000	106.64 308,082,298	102.91 297,304,372	3.950000 2023/07/19	1.81
20	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	500,000	112.05 64,741,509	105.50 60,952,625	2.875000 2028/08/15	0.37

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	55.78%
特殊債券	2.13%
社債券	39.52%
合計	97.43%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド

(1) 投資状況（2022年2月28日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		11,753,407,369	11.31
	内 カナダ	11,753,407,369	11.31
地方債証券		37,137,873,652	35.73
	内 カナダ	37,137,873,652	35.73
特殊債券		7,540,700,710	7.25
	内 カナダ	7,540,700,710	7.25
社債券		44,923,194,812	43.22
	内 カナダ	44,923,194,812	43.22
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		2,589,743,383	2.49
純資産総額		103,944,919,926	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（売建）		264,829,803	△0.25
	内 日本	264,829,803	△0.25

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2022年2月28日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率(%)
1	Province of Alberta Canada	カナダ	地方債証券	73,000,000	102.50 6,773,753,716	100.42 6,635,779,511	2.200000 2026/06/01	6.38

2	Province of Quebec Canada	カナダ	地方債証券	67,000,000	104.11 6,314,468,814	101.74 6,170,428,864	2.500000 2026/09/01	5.94
3	ONTARIO PROVINCE	カナダ	地方債証券	65,000,000	103.41 6,084,672,932	101.22 5,955,582,360	2.400000 2026/06/02	5.73
4	Ontario Electricity Financial Corp	カナダ	社債券	60,274,000	106.41 5,805,732,238	103.77 5,662,075,693	8.900000 2022/08/18	5.45
5	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	60,000,000	100.86 5,478,016,944	99.19 5,387,315,904	1.500000 2026/06/01	5.18
6	Apple Inc	カナダ	社債券	57,000,000	102.77 5,302,797,380	100.84 5,203,187,361	2.513000 2024/08/19	5.01
7	Bank of Montreal	カナダ	社債券	55,000,000	103.47 5,151,733,078	101.19 5,037,994,698	2.700000 2024/09/11	4.85
8	NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING	カナダ	社債券	55,000,000	99.01 4,929,560,790	95.42 4,750,878,836	2.000000 2028/04/17	4.57
9	ONTARIO PROVINCE	カナダ	地方債証券	50,000,000	106.40 4,815,980,820	103.39 4,679,521,920	2.900000 2028/06/02	4.50
10	ONTARIO PROVINCE	カナダ	地方債証券	48,000,000	105.64 4,590,363,340	103.65 4,503,637,939	3.500000 2024/06/02	4.33
11	CANADA HOUSING TRUST	カナダ	特殊債券	50,000,000	99.65 4,510,159,000	96.09 4,349,440,740	1.900000 2031/03/15	4.18
12	Canadian Imperial Bank of Commerce/Canad	カナダ	社債券	45,000,000	106.11 4,322,447,676	103.08 4,198,860,720	3.300000 2025/05/26	4.04
13	Bank of Montreal	カナダ	社債券	35,000,000	102.93 3,261,123,306	101.39 3,212,491,436	2.890000 2023/06/20	3.09
14	HSBC Bank Canada	カナダ	社債券	35,000,000	101.96 3,230,518,494	100.82 3,194,401,014	2.542000 2023/01/31	3.07
15	Province of Quebec Canada	カナダ	地方債証券	35,000,000	98.87 3,132,421,970	95.51 3,026,106,230	1.900000 2030/09/01	2.91
16	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	32,000,000	103.60 3,001,063,872	101.37 2,936,497,766	2.000000 2028/06/01	2.83
17	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	23,000,000	117.32 2,442,576,291	111.01 2,311,246,254	2.750000 2048/12/01	2.22
18	Province of Alberta Canada	カナダ	地方債証券	25,000,000	103.04 2,331,998,870	101.06 2,287,191,470	2.350000 2025/06/01	2.20

19	Canadian Imperial Bank of Commerce/Canad	カナダ	社債券	25,000,000	101.80 2,303,779,260	100.87 2,282,846,510	2.470000 2022/12/05	2.20
20	Canadian Imperial Bank of Commerce/Canad	カナダ	社債券	25,000,000	101.17 2,289,612,880	100.52 2,274,903,380	2.300000 2022/07/11	2.19
21	Toronto-Dominion Bank/The	カナダ	社債券	25,000,000	101.40 2,294,840,410	100.13 2,265,964,530	1.909000 2023/07/18	2.18
22	CPPIB Capital Inc	カナダ	特殊債券	15,000,000	107.49 1,459,499,220	104.27 1,415,845,950	3.000000 2028/06/15	1.36
23	PSP Capital Inc	カナダ	特殊債券	15,000,000	105.72 1,435,493,316	103.38 1,403,775,108	3.000000 2025/11/05	1.35
24	Toronto-Dominion Bank/The	カナダ	社債券	15,000,000	104.36 1,417,081,548	102.40 1,390,509,402	3.226000 2024/07/24	1.34
25	BRITISH COLUMBIA	カナダ	地方債証券	11,860,000	121.08 1,299,875,165	117.24 1,258,746,806	9.000000 2024/08/23	1.21
26	Royal Bank of Canada	カナダ	社債券	12,000,000	102.36 1,111,951,300	100.66 1,093,420,046	2.333000 2023/12/05	1.05
27	Province of Quebec Canada	カナダ	地方債証券	10,000,000	110.06 996,308,380	107.08 969,351,524	9.375000 2023/01/16	0.93
28	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	10,000,000	105.81 957,792,120	103.14 933,632,332	2.250000 2029/06/01	0.90
29	BANK OF MONTREAL	カナダ	社債券	10,000,000	107.11 969,586,876	102.98 932,174,960	3.190000 2028/03/01	0.90
30	Canadian Imperial Bank of Commerce/Canad	カナダ	社債券	10,000,000	103.14 933,686,644	101.54 919,176,288	2.970000 2023/07/11	0.88

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	11.31%
地方債証券	35.73%
特殊債券	7.25%
社債券	43.22%
合計	97.51%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
為替予約取引	日本	カナダ・ドル売/円買 2022年3月	売建	2,925,813	264,200,000	264,829,803	△0.25%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド

(1) 投資状況（2022年2月28日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		466,791,317	6.26
	内 オーストラリア	466,791,317	6.26
地方債証券		254,411,383	3.41
	内 オーストラリア	254,411,383	3.41
特殊債券		4,861,479,121	65.17
	内 オーストラリア	4,861,479,121	65.17
社債券		1,740,043,046	23.33
	内 オーストラリア	1,740,043,046	23.33
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		136,959,114	1.84
純資産総額		7,459,683,981	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（売建）		9,603,421	△0.13
	内 日本	9,603,421	△0.13

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2022年2月28日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	QUEENSLAND TREASURY CORP.	オーストラリア	特殊債券	10,000,000	110.02 912,632,490	104.71 868,635,810	3.250000 2026/07/21	11.64
2	EUROPEAN INVESTMENT BANK	オーストラリア	特殊債券	9,500,000	111.47 878,450,868	107.31 845,676,909	4.750000 2024/08/07	11.34
3	KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU	オーストラリア	特殊債券	8,000,000	110.82 735,421,428	107.03 710,297,532	5.000000 2024/03/19	9.52
4	University of Sydney	オーストラリア	社債券	6,000,000	109.07 542,881,206	104.30 519,111,054	3.750000 2025/08/28	6.96
5	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	5,368,000	108.88 484,856,148	104.83 466,791,316	3.250000 2025/04/21	6.26
6	South Australia GOV.FIN.AUTH.	オーストラリア	特殊債券	5,000,000	109.98 456,142,050	103.65 429,917,407	3.000000 2028/05/24	5.76
7	Australian National University	オーストラリア	社債券	4,040,000	110.36 369,846,278	104.96 351,766,662	3.980000 2025/11/18	4.72
8	TREASURY CORP VICTORIA	オーストラリア	特殊債券	3,500,000	110.04 319,485,243	103.67 300,982,830	3.000000 2028/10/20	4.03
9	QUEENSLAND TREASURY CORP.	オーストラリア	特殊債券	4,000,000	91.17 302,531,922	89.02 295,371,678	1.750000 2034/07/20	3.96
10	LANDWIRTSCHAFT RENTENBANK	オーストラリア	特殊債券	3,000,000	110.35 274,610,952	106.63 265,366,174	4.750000 2024/04/08	3.56
11	KOMMUNALBANKEN	オーストラリア	特殊債券	2,800,000	112.34 260,925,529	108.19 251,300,674	5.250000 2024/07/15	3.37
12	EUROPEAN INVESTMENT BANK	オーストラリア	特殊債券	3,000,000	99.77 248,287,599	97.29 242,116,119	1.800000 2027/01/19	3.25
13	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	オーストラリア	社債券	2,290,000	99.86 189,689,562	97.96 186,088,006	2.400000 2027/01/14	2.49
14	AUSTRALIAN CAPITAL TERRITORY	オーストラリア	地方債証券	2,000,000	109.39 181,492,941	103.55 171,799,404	3.000000 2028/04/18	2.30
15	TREASURY CORP VICTORIA	オーストラリア	特殊債券	2,000,000	96.28 159,733,497	90.54 150,207,519	1.500000 2031/09/10	2.01

16	QUEENSLAND TREASURY CORP.	オーストラリア	特殊債券	2,000,000	96.01 159,282,249	90.44 150,039,960	1.500000 2032/03/02	2.01
17	AUST & NZ BANK	オーストラリア	社債券	1,700,000	111.84 157,711,176	105.72 149,083,878	4.000000 2026/07/22	2.00
18	Toronto-Dominion Bank/The	オーストラリア	社債券	1,800,000	102.89 153,637,003	99.78 148,990,476	2.050000 2024/07/10	2.00
19	Airservices Australia	オーストラリア	特殊債券	1,660,000	102.72 141,449,243	101.60 139,909,790	2.750000 2023/05/15	1.88
20	WESTPAC BANKING CORP	オーストラリア	社債券	1,600,000	99.48 132,037,819	97.99 130,062,945	2.400000 2027/01/25	1.74
21	Westpac Banking Corp	オーストラリア	社債券	1,400,000	103.96 120,735,715	102.37 118,886,926	3.200000 2023/03/06	1.59
22	QUEENSLAND TREASURY CORP.	オーストラリア	特殊債券	1,000,000	114.27 94,793,601	109.87 91,142,971	5.750000 2024/07/22	1.22
23	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP.	オーストラリア	特殊債券	1,000,000	106.65 88,467,004	103.77 86,078,874	3.000000 2029/04/20	1.15
24	Macquarie University	オーストラリア	社債券	1,000,000	109.65 90,962,140	102.43 84,965,685	3.500000 2028/09/07	1.14
25	Bank of Nova Scotia/Australia	オーストラリア	社債券	600,000	104.81 52,168,416	102.64 51,087,411	3.200000 2023/09/07	0.68
26	AUSTRALIAN CAPITAL TERRITORY	オーストラリア	地方債証券	500,000	109.00 45,210,653	105.21 43,639,165	4.000000 2024/05/22	0.59
27	Province of Alberta Canada	オーストラリア	地方債証券	500,000	100.17 41,548,825	93.96 38,972,813	2.400000 2030/10/02	0.52
28	WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP.	オーストラリア	特殊債券	400,000	109.10 36,201,039	103.78 34,434,867	3.000000 2026/10/21	0.46

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	6.26%
地方債証券	3.41%
特殊債券	65.17%
社債券	23.33%
合計	98.16%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
為替予約取引	日本	豪ドル売/円買 2022年3月	売建	115,777	9,600,000	9,603,421	△0.13%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド

(1) 投資状況（2022年2月28日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		657,908,359	51.40
	内 ユーロ	657,908,359	51.40
社債券		532,806,455	41.63
	内 ユーロ	532,806,455	41.63
コール･ローン、その他の資産（負債控除後）		89,277,054	6.97
純資産総額		1,279,991,868	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（2022年2月28日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	1,750,000	107.88 244,199,093	102.61 232,272,975	0.750000 2028/11/25	18.15
2	Belgium Government Bond	ユーロ	国債証券	1,450,000	123.79 232,176,358	118.36 221,987,147	4.500000 2026/03/28	17.34
3	Cooperatieve Rabobank UA	ユーロ	社債券	900,000	104.89 122,108,729	102.88 119,765,477	2.375000 2023/05/22	9.36
4	Banque Federative du Credit Mutuel SA	ユーロ	社債券	800,000	107.38 111,113,407	104.55 108,183,080	2.625000 2024/03/18	8.45
5	Belgium Government Bond	ユーロ	国債証券	650,000	97.23 81,744,755	94.04 79,065,412	－ 2031/10/22	6.18
6	Apple Inc	ユーロ	社債券	580,000	110.10 82,599,188	102.24 76,700,585	1.375000 2029/05/24	5.99
7	Westpac Banking Corp	ユーロ	社債券	500,000	102.89 66,540,903	100.16 64,774,118	0.625000 2024/11/22	5.06
8	HSBC France SA	ユーロ	社債券	500,000	101.47 65,620,649	99.39 64,278,746	0.250000 2024/05/17	5.02
9	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	480,000	101.13 62,787,223	95.23 59,123,073	－ 2030/11/25	4.62
10	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	400,000	105.01 54,331,595	101.70 52,619,650	0.500000 2026/05/25	4.11
11	PROCTER & GAMBLE CO.	ユーロ	社債券	400,000	102.38 52,968,351	101.09 52,301,474	2.000000 2022/08/16	4.09
12	PROCTER & GAMBLE CO.	ユーロ	社債券	300,000	126.24 48,983,644	120.62 46,802,972	4.875000 2027/05/11	3.66
13	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	100,000	104.19 13,476,710	99.27 12,840,099	－ 2030/02/15	1.00

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	51.40%
社債券	41.63%
合計	93.03%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド

(1) 投資状況（2022年2月28日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		2,307,972,674	60.30
	内 イギリス	2,307,972,674	60.30
特殊債券		969,492,448	25.33
	内 イギリス	969,492,448	25.33
社債券		437,797,612	11.44
	内 イギリス	437,797,612	11.44
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		112,330,769	2.93
純資産総額		3,827,593,503	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（売建）		13,827,365	△0.36
	内 日本	13,827,365	△0.36

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2022年2月28日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	5,620,000	94.24 818,783,146	91.90 798,423,816	0.375000 2030/10/22	20.86
2	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	4,270,000	121.47 801,836,185	116.80 770,952,709	4.250000 2027/12/07	20.14
3	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	2,580,000	104.05 415,005,192	101.39 404,379,888	1.500000 2026/07/22	10.56
4	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	2,250,000	98.26 341,774,061	96.09 334,216,258	0.375000 2026/10/22	8.73
5	KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU	イギリス	特殊債券	1,900,000	102.34 300,586,374	99.41 291,983,843	1.375000 2024/12/09	7.63
6	KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU	イギリス	特殊債券	1,800,000	100.80 280,472,734	100.11 278,558,415	1.000000 2022/12/15	7.28
7	NESTLE HOLDINGS INC.	イギリス	社債券	1,600,000	98.49 243,597,057	95.71 236,722,575	0.625000 2025/12/18	6.18
8	KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU	イギリス	特殊債券	1,150,000	116.60 207,292,321	112.63 200,220,749	5.500000 2025/06/18	5.23
9	INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK	イギリス	特殊債券	1,300,000	101.46 203,904,004	98.89 198,729,439	1.250000 2025/12/15	5.19
10	Metropolitan Life Global Funding I	イギリス	社債券	800,000	102.50 126,760,546	100.92 124,809,128	2.625000 2022/12/05	3.26
11	Banque Federative du Credit Mutuel SA	イギリス	社債券	500,000	102.64 79,332,774	98.67 76,265,907	1.750000 2024/12/19	1.99

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	60.30%
特殊債券	25.33%
社債券	11.44%
合計	97.07%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
為替予約取引	日本	英ポンド売/円買 2022年3月	売建	89,454	13,900,000	13,827,365	△0.36%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド

(1) 投資状況（2022年2月28日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		28,055,224,081	75.99
	内 ユーロ	14,997,751,960	40.62
	内 ノルウェー	2,013,503,595	5.45
	内 デンマーク	6,598,421,382	17.87
	内 ポーランド	4,445,547,144	12.04
特殊債券		6,225,120,943	16.86
	内 ノルウェー	2,128,586,688	5.77
	内 スウェーデン	4,096,534,255	11.10
社債券		1,958,269,460	5.30
	内 ノルウェー	898,503,060	2.43
	内 スウェーデン	1,059,766,400	2.87
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		680,191,505	1.84
純資産総額		36,918,805,989	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（2022年2月28日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	31,700,000	109.10 4,473,349,101	106.37 4,361,621,975	1.950000 2026/04/30	11.81
2	Poland Government Bond	ポーランド	国債証券	150,000,000	93.46 3,859,472,757	93.14 3,846,258,213	2.750000 2028/04/25	10.42
3	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	25,862,000	109.07 3,648,381,770	107.31 3,589,543,377	2.750000 2024/10/31	9.72
4	DANISH GOVERNMENT BOND	デンマーク	国債証券	180,000,000	104.14 3,257,947,044	101.31 3,169,538,460	0.500000 2027/11/15	8.59
5	DANISH GOVERNMENT BOND	デンマーク	国債証券	161,711,800	104.65 2,941,241,709	101.03 2,839,724,604	0.500000 2029/11/15	7.69
6	IRISH TREASURY	ユーロ	国債証券	18,656,300	100.48 2,424,588,270	96.61 2,331,277,332	0.200000 2030/10/18	6.31
7	EUROPEAN INVESTMENT BANK	スウェーデン	特殊債券	145,000,000	102.50 1,798,485,315	101.02 1,772,448,535	1.250000 2025/05/12	4.80
8	Belgium Government Bond	ユーロ	国債証券	11,000,000	106.48 1,515,047,371	103.28 1,469,405,872	0.800000 2028/06/22	3.98
9	IRISH TREASURY	ユーロ	国債証券	9,500,000	118.78 1,459,522,355	116.68 1,433,719,025	5.400000 2025/03/13	3.88
10	KOMMUNALBANKEN	ノルウェー	特殊債券	100,000,000	99.75 1,286,891,100	97.27 1,254,899,100	2.000000 2027/11/29	3.40
11	EUROPEAN INVESTMENT BANK	スウェーデン	特殊債券	100,000,000	105.08 1,271,516,400	102.71 1,242,851,500	1.750000 2026/11/12	3.37
12	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND	ノルウェー	国債証券	85,000,000	103.48 1,134,734,955	102.50 1,123,967,325	3.000000 2024/03/14	3.04
13	Sveriges Sakerstallda Obligationer AB	スウェーデン	社債券	85,000,000	105.79 1,088,070,720	103.04 1,059,766,400	2.000000 2026/06/17	2.87
14	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	7,267,000	106.81 1,003,997,101	104.08 978,328,056	1.000000 2027/05/25	2.65
15	EUROPEAN INVESTMENT BANK	スウェーデン	特殊債券	70,000,000	109.78 929,853,540	104.55 885,606,260	2.125000 2040/03/21	2.40

16	KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU	ノルウェー	特殊債券	50,000,000	100.17 646,135,200	99.41 641,246,100	1.625000 2024/04/03	1.74
17	Cooperatieve Rabobank UA	ノルウェー	社債券	50,000,000	100.07 645,464,400	99.29 640,446,300	1.750000 2024/07/10	1.73
18	Poland Government Bond	ポーランド	国債証券	22,000,000	98.83 598,622,697	98.94 599,288,930	— 2022/07/25	1.62
19	DANISH GOVERNMENT BOND	デンマーク	国債証券	28,384,400	121.63 600,040,976	119.42 589,158,317	7.000000 2024/11/10	1.60
20	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	3,853,600	98.85 492,737,598	95.23 474,659,737	— 2030/11/25	1.29
21	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND	ノルウェー	国債証券	35,000,000	100.66 454,511,505	99.47 449,143,170	1.750000 2025/03/13	1.22
22	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND	ノルウェー	国債証券	35,000,000	100.27 452,737,110	97.54 440,393,100	1.750000 2029/09/06	1.19
23	Belgium Government Bond	ユーロ	国債証券	2,500,000	118.97 384,715,363	111.08 359,196,581	1.700000 2050/06/22	0.97
24	Nordea Bank Abp	ノルウェー	社債券	20,000,000	100.57 259,486,080	100.02 258,056,760	1.990000 2023/08/14	0.70
25	KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU	ノルウェー	特殊債券	18,000,000	100.50 233,381,898	100.10 232,441,488	1.670000 2023/05/24	0.63
26	EUROPEAN INVESTMENT BANK	スウェーデン	特殊債券	10,000,000	103.89 125,717,790	101.50 122,821,050	1.500000 2027/03/02	0.33
27	EUROPEAN INVESTMENT BANK	スウェーデン	特殊債券	5,000,000	125.44 75,896,040	120.34 72,806,910	3.750000 2032/06/01	0.20

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	75.99%
特殊債券	16.86%
社債券	5.30%
合計	98.16%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）運用実績

●ダイワ世界債券ファンド(毎月分配型)

2022年2月28日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	6,292円
純資産総額	210億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-0.7%
3カ月間	-1.3%
6カ月間	-2.3%
1年間	-0.9%
3年間	2.7%
5年間	3.9%
設定来	22.9%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

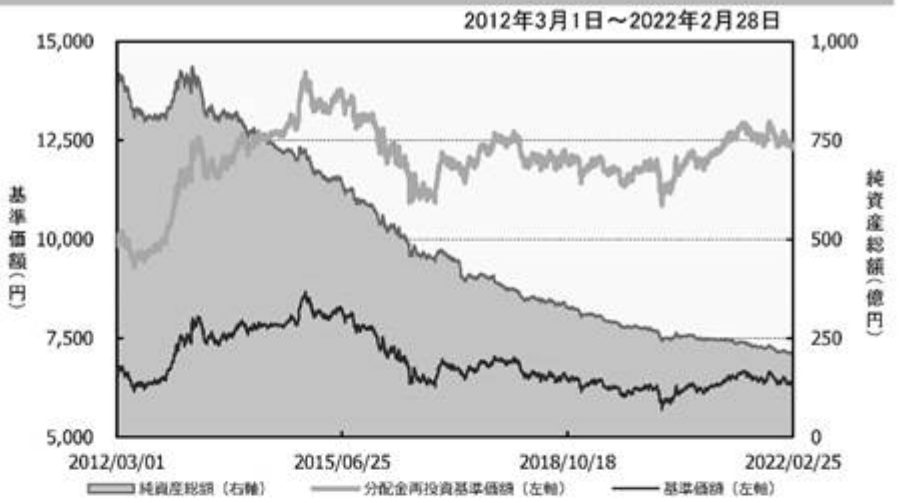

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　60円　　設定来分配金合計額：　5,360円

決算期	第183期 21年3月	第184期 21年4月	第185期 21年5月	第186期 21年6月	第187期 21年7月	第188期 21年8月	第189期 21年9月	第190期 21年10月	第191期 21年11月	第192期 21年12月	第193期 22年1月	第194期 22年2月
分配金	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率
外国債券	137	97.0%
コール・ローン、その他		3.0%
合計	137	100.0%

債券種別構成	比率
国債	45.8%
事業債	22.3%
州債等	13.0%
政府機関債	9.5%
国際機関債	6.3%
合計	97.0%

通貨別構成	比率
米ドル	16.7%
カナダ・ドル	16.6%
豪ドル	16.7%
ユーロ	16.8%
英ポンド	16.5%
北欧・東欧通貨	16.0%
デンマーク・クローネ	4.9%
スウェーデン・クローネ	3.9%
ノルウェー・クローネ	3.8%
ポーランド・ズロチ	3.4%
合計（除く日本円）	99.3%

債券ポートフォリオ特性値	
直接利回り(%)	2.3
最終利回り(%)	1.5
修正デュレーション	4.5
残存年数	4.9

格付別構成	比率
AAA	56.2%
AA	38.4%
A	5.4%
BBB	-
BB	-
合計	100.0%

組入上位10銘柄	償還日	比率
United Kingdom Gilt	2030/10/22	3.5%
United Kingdom Gilt	2027/12/07	3.3%
SPANISH GOVERNMENT BOND	2026/04/30	3.2%
United States Treasury Note/Bond	2022/11/15	3.0%
Poland Government Bond	2028/04/25	2.8%
SPANISH GOVERNMENT BOND	2024/10/31	2.7%
United States Treasury Note/Bond	2025/03/31	2.4%
DANISH GOVERNMENT BOND	2027/11/15	2.3%
DANISH GOVERNMENT BOND	2029/11/15	2.1%
QUEENSLAND TREASURY CORP.	2026/07/21	1.9%
合計		27.3%

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。
※格付別構成については、R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

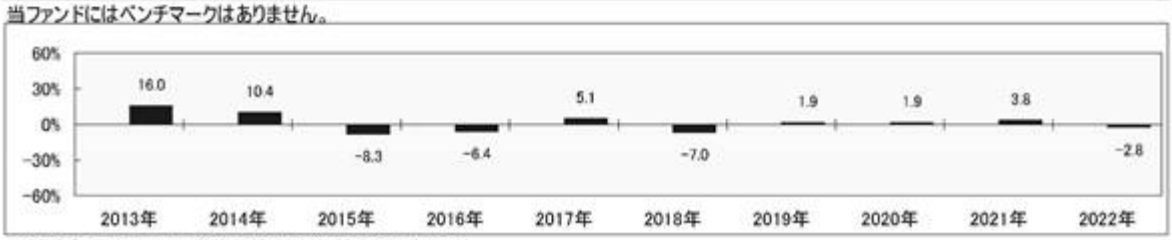

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2022年は2月28日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）】

(1) 【投資状況】 (2022年2月28日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	34,163,255	99.32
内 日本	34,163,255	99.32
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	233,608	0.68
純資産総額	34,396,863	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2022年2月28日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	5,846,055	1.6238 9,493,250	1.6004 9,356,026	27.20
2	ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,924,290	2.9882 5,750,163	2.9977 5,768,444	16.77
3	ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	2,886,031	1.9792 5,712,034	1.9828 5,722,422	16.64
4	ダイワ高格付米ドル債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	3,274,132	1.7431 5,707,145	1.7462 5,717,289	16.62
5	ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	4,527,473	1.2751 5,772,980	1.2592 5,700,994	16.57
6	ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,039,759	1.8455 1,918,965	1.8255 1,898,080	5.52

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.32%

合計	99.32%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たりの純資産額(分配落)(円)	1口当たりの純資産額(分配付)(円)
第8計算期間末(2012年8月20日)	41,297,113	41,335,477	1.0764	1.0774
第9計算期間末(2013年2月20日)	51,542,889	51,582,967	1.2861	1.2871
第10計算期間末(2013年8月20日)	45,386,476	45,421,749	1.2867	1.2877
第11計算期間末(2014年2月20日)	54,254,821	54,294,401	1.3707	1.3717
第12計算期間末(2014年8月20日)	65,511,675	65,558,298	1.4051	1.4061
第13計算期間末(2015年2月20日)	69,015,255	69,061,816	1.4822	1.4832
第14計算期間末(2015年8月20日)	131,788,358	131,876,833	1.4895	1.4905
第15計算期間末(2016年2月22日)	109,270,360	109,352,687	1.3273	1.3283
第16計算期間末(2016年8月22日)	57,130,727	57,177,627	1.2181	1.2191
第17計算期間末(2017年2月20日)	62,682,830	62,730,992	1.3015	1.3025

第18計算期間末 (2017年8月21日)	62,361,315	62,408,099	1.3330	1.3340
第19計算期間末 (2018年2月20日)	49,455,578	49,492,910	1.3247	1.3257
第20計算期間末 (2018年8月20日)	49,560,288	49,598,621	1.2929	1.2939
第21計算期間末 (2019年2月20日)	47,204,261	47,240,521	1.3018	1.3028
第22計算期間末 (2019年8月20日)	38,624,313	38,655,114	1.2540	1.2550
第23計算期間末 (2020年2月20日)	42,170,974	42,203,316	1.3039	1.3049
第24計算期間末 (2020年8月20日)	41,606,435	41,637,950	1.3202	1.3212
第25計算期間末 (2021年2月22日)	39,934,141	39,963,638	1.3538	1.3548
2021年2月末日	39,204,350	－	1.3514	－
3月末日	39,849,078	－	1.3783	－
4月末日	38,834,047	－	1.3869	－
5月末日	39,254,766	－	1.4050	－
6月末日	37,955,742	－	1.3864	－
7月末日	37,005,117	－	1.3779	－
第26計算期間末 (2021年8月20日)	36,375,371	36,402,230	1.3543	1.3553
8月末日	36,795,936	－	1.3687	－
9月末日	36,646,065	－	1.3611	－
10月末日	37,363,755	－	1.3998	－
11月末日	35,521,799	－	1.3555	－
12月末日	35,546,583	－	1.3765	－
2022年1月末日	34,619,199	－	1.3477	－
第27計算期間末 (2022年2月21日)	34,569,851	34,595,558	1.3447	1.3457
2月末日	34,396,863	－	1.3369	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第8計算期間	0.0010
第9計算期間	0.0010
第10計算期間	0.0010

第11計算期間	0.0010
第12計算期間	0.0010
第13計算期間	0.0010
第14計算期間	0.0010
第15計算期間	0.0010
第16計算期間	0.0010
第17計算期間	0.0010
第18計算期間	0.0010
第19計算期間	0.0010
第20計算期間	0.0010
第21計算期間	0.0010
第22計算期間	0.0010
第23計算期間	0.0010
第24計算期間	0.0010
第25計算期間	0.0010
第26計算期間	0.0010
第27計算期間	0.0010

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第8計算期間	△0.3
第9計算期間	19.6
第10計算期間	0.1
第11計算期間	6.6
第12計算期間	2.6
第13計算期間	5.6
第14計算期間	0.6
第15計算期間	△10.8
第16計算期間	△8.2
第17計算期間	6.9
第18計算期間	2.5
第19計算期間	△0.5
第20計算期間	△2.3
第21計算期間	0.8
第22計算期間	△3.6
第23計算期間	4.1
第24計算期間	1.3
第25計算期間	2.6

第26計算期間	0.1
第27計算期間	△0.6

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第8計算期間	2,141,349	10,461,494
第9計算期間	9,937,312	8,223,731
第10計算期間	5,178,351	9,983,286
第11計算期間	16,207,380	11,899,828
第12計算期間	10,054,635	3,012,550
第13計算期間	3,969,009	4,030,630
第14計算期間	43,251,753	1,337,296
第15計算期間	1,487,787	7,636,347
第16計算期間	787,566	36,214,230
第17計算期間	9,142,534	7,880,306
第18計算期間	6,550,510	7,929,258
第19計算期間	1,773,321	11,225,421
第20計算期間	2,770,791	1,769,693
第21計算期間	2,686,729	4,759,119
第22計算期間	722,502	6,181,400
第23計算期間	1,812,584	271,626
第24計算期間	102,355	929,752
第25計算期間	404,380	2,422,455
第26計算期間	143,619	2,781,646
第27計算期間	310,520	1,461,936

（参考）マザーファンド

ダイワ高格付米ドル債マザーファンド

前記「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

―

ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド

前記「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

―

ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド

前記「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

―

ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド

前記「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

―

ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド

前記「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

―

ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド

前記「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

（参考情報）運用実績

●ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）

2022年2月28日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	13,369円
純資産総額	34百万円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-0.7%
3カ月間	-1.3%
6カ月間	-2.3%
1年間	-0.9%
3年間	2.6%
5年間	3.8%
設定来	36.6%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　20円　　設定来分配金合計額：　270円

決算期	第16期 16年8月	第17期 17年2月	第18期 17年8月	第19期 18年2月	第20期 18年8月	第21期 19年2月	第22期 19年8月	第23期 20年2月	第24期 20年8月	第25期 21年2月	第26期 21年8月	第27期 22年2月
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率
外国債券	137	96.8%
コール・ローン、その他		3.2%
合計	137	100.0%

債券種別構成	比率
国債	45.7%
事業債	22.2%
州債等	13.0%
政府機関債	9.5%
国際機関債	6.3%
合計	96.8%

通貨別構成	比率
米ドル	16.6%
カナダ・ドル	16.6%
豪ドル	16.7%
ユーロ	16.7%
英ポンド	16.5%
北欧・東欧通貨	15.9%
デンマーク・クローネ	4.9%
スウェーデン・クローネ	3.8%
ノルウェー・クローネ	3.8%
ポーランド・ズロチ	3.4%
合計（除く日本円）	99.1%

債券ポートフォリオ特性値	
直接利回り(%)	2.3
最終利回り(%)	1.5
修正デュレーション	4.5
残存年数	4.8

格付別構成	比率
AAA	56.2%
AA	38.4%
A	5.4%
BBB	-
BB	-
合計	100.0%

組入上位10銘柄	償還日	比率
United Kingdom Gilt	2030/10/22	3.5%
United Kingdom Gilt	2027/12/07	3.3%
SPANISH GOVERNMENT BOND	2026/04/30	3.2%
United States Treasury Note/Bond	2022/11/15	3.0%
Poland Government Bond	2028/04/25	2.8%
SPANISH GOVERNMENT BOND	2024/10/31	2.6%
United States Treasury Note/Bond	2025/03/31	2.4%
DANISH GOVERNMENT BOND	2027/11/15	2.3%
DANISH GOVERNMENT BOND	2029/11/15	2.1%
QUEENSLAND TREASURY CORP.	2026/07/21	2.0%
合計		27.3%

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。
※格付別構成については、R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

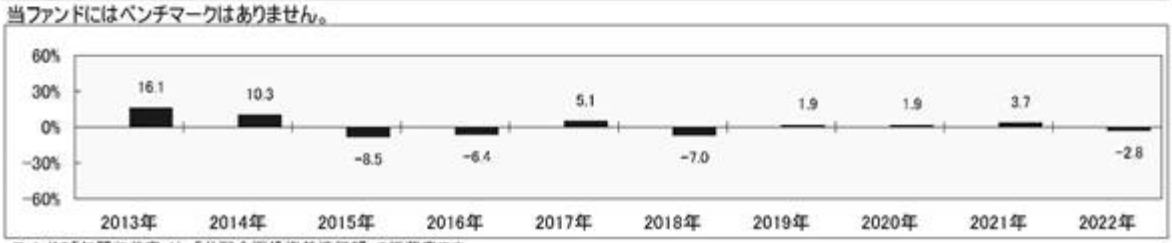

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2022年は2月28日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、シカゴ商品取引所における米国債先物取引またはロンドン証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けは行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

２【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

＜一部解約＞

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、シカゴ商品取引所における米国債先物取引またはロンドン証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けは行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）	0120-106212（営業日の9:00～17:00）
ホームページ	https://www.daiwa-am.co.jp/

「毎月分配型」または「年2回決算型」の受益者が当該ファンドの一部解約金の手取金をもって他のファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他のファンドの受益権の取得申込みの受付けが中止された場合、委託会社は、当該一部解約請求の申込みの受付けを中止することができます。（なお、他のファンドとは、受益者が「毎月分配型」の受益者である場合、「年2回決算型」を、また「年2回決算型」の受益者である場合、「毎月分配型」をいいます。）

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価します。
1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
2. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）	0120-106212（営業日の9:00～17:00）
ホームページ	https://www.daiwa-am.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

＜ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）＞

毎月21日から翌月20日までとします。ただし、第1計算期間は、2005年12月16日から2006年1月5日までとし、第13計算期間は、2006年12月6日から2007年1月20日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

＜ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）＞

毎年2月21日から8月20日まで、および8月21日から翌年2月20日までとします。ただし、第1計算期間は、2008年10月31日から2009年2月20日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

＜ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）＞

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託契約の解約をしません。

5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。

5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付しま

す。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の3.または前②の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を毎年2月および8月の計算期末に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

＜ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）＞

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2. から前4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2. から前4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

（ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）と同規定）

⑥ 関係法人との契約の更改

（ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）と同規定）

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

＜収益分配金および償還金にかかる請求権＞

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

＜換金請求権＞

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「２　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３　【ファンドの経理状況】

【ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2021年8月21日から2022年2月21日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前　期 2021年8月20日現在	当　期 2022年2月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	154,583,621	143,853,685
親投資信託受益証券	22,503,794,140	21,058,324,502
未収入金	9,385,941	12,378,698
流動資産合計	22,667,763,702	21,214,556,885
資産合計	22,667,763,702	21,214,556,885
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,672,743	16,717,814
未払解約金	7,115,083	10,960,296
未払受託者報酬	1,075,010	1,028,681
未払委託者報酬	25,800,341	24,688,530
その他未払費用	963,527	925,495
流動負債合計	52,626,704	54,320,816
負債合計	52,626,704	54,320,816
純資産の部		
元本等		
元本	※1 35,345,486,077	※1 33,435,629,200
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △ 12,730,349,079	※2 △ 12,275,393,131
（分配準備積立金）	296,882,665	309,661,358
元本等合計	22,615,136,998	21,160,236,069
純資産合計	22,615,136,998	21,160,236,069
負債純資産合計	22,667,763,702	21,214,556,885

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前　期 自　2021年2月23日 至　2021年8月20日	当　期 自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
営業収益		
受取利息	―	17
有価証券売買等損益	221,143,554	40,715,420
営業収益合計	221,143,554	40,715,437
営業費用		
支払利息	16,146	15,690
受託者報酬	6,424,095	6,170,531
委託者報酬	154,179,226	148,093,603
その他費用	963,598	925,495
営業費用合計	161,583,065	155,205,319
営業利益又は営業損失（△）	59,560,489	△ 114,489,882
経常利益又は経常損失（△）	59,560,489	△ 114,489,882
当期純利益又は当期純損失（△）	59,560,489	△ 114,489,882
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	10,995,370	1,820,075
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 13,668,083,651	△ 12,730,349,079
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,008,673,110	683,908,040
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,008,673,110	683,908,040
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,935,489	10,101,640
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,935,489	10,101,640
分配金	※1 108,568,168	※1 102,540,495
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 12,730,349,079	△ 12,275,393,131

(3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	当　期 自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日 2022年2月20日が休日のため、当特定期間末日を2022年2月21日としております。このため、当特定期間は185日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	前　期 2021年8月20日現在	当　期 2022年2月21日現在
1．※1　期首元本額	38,187,700,224円	35,345,486,077円
期中追加設定元本額	31,325,303円	28,297,239円
期中一部解約元本額	2,873,539,450円	1,938,154,116円
2．特定期間末日における受益権の総数	35,345,486,077口	33,435,629,200口
3．※2　元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は12,730,349,079円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は12,275,393,131円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	前　期 自　2021年2月23日 至　2021年8月20日	当　期 自　2021年8月21日 至　2022年2月21日

※1　分配金の計算過程	（自2021年2月23日　至2021年3月22日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（41,064,689円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（47,729,482円）及び分配準備積立金（253,977,799円）より分配対象額は342,771,970円（1万口当たり91.03円）であり、うち18,827,307円（1万口当たり5円）を分配金額としております。 （自2021年3月23日　至2021年4月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（32,856,156円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（46,282,954円）及び分配準備積立金（267,582,803円）より分配対象額は346,721,913円（1万口当たり95.04円）であり、うち18,241,403円（1万口当たり5円）を分配金額としております。	（自2021年8月21日　至2021年9月21日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（16,257,687円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（44,743,648円）及び分配準備積立金（294,756,566円）より分配対象額は355,757,901円（1万口当たり101.36円）であり、うち17,548,461円（1万口当たり5円）を分配金額としております。 （自2021年9月22日　至2021年10月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（39,301,887円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（44,465,781円）及び分配準備積立金（291,235,196円）より分配対象額は375,002,864円（1万口当たり107.65円）であり、うち17,418,192円（1万口当たり5円）を分配金額としております。

	（自2021年4月21日　至2021年5月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（42,758,860円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（45,973,457円）及び分配準備積立金（280,045,571円）より分配対象額は368,777,888円（1万口当たり101.85円）であり、うち18,104,599円（1万口当たり5円）を分配金額としております。	（自2021年10月21日　至2021年11月22日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（15,985,932円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（43,892,058円）及び分配準備積立金（308,808,337円）より分配対象額は368,686,327円（1万口当たり107.30円）であり、うち17,180,209円（1万口当たり5円）を分配金額としております。
	（自2021年5月21日　至2021年6月21日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（19,554,269円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（45,655,468円）及び分配準備積立金（302,114,708円）より分配対象額は367,324,445円（1万口当たり102.29円）であり、うち17,954,546円（1万口当たり5円）を分配金額としております。	（自2021年11月23日　至2021年12月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（12,602,479円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（43,140,842円）及び分配準備積立金（302,021,106円）より分配対象額は357,764,427円（1万口当たり106.04円）であり、うち16,870,077円（1万口当たり5円）を分配金額としております。

	（自2021年6月22日　至2021年7月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（16,625,976円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（45,218,501円）及び分配準備積立金（300,514,690円）より分配対象額は362,359,167円（1万口当たり101.97円）であり、うち17,767,570円（1万口当たり5円）を分配金額としております。	（自2021年12月21日　至2022年1月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（33,740,072円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（43,019,405円）及び分配準備積立金（296,576,716円）より分配対象額は373,336,193円（1万口当たり111.07円）であり、うち16,805,742円（1万口当たり5円）を分配金額としております。
	（自2021年7月21日　至2021年8月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（16,820,912円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（45,019,997円）及び分配準備積立金（297,734,496円）より分配対象額は359,575,405円（1万口当たり101.73円）であり、うち17,672,743円（1万口当たり5円）を分配金額としております。	（自2022年1月21日　至2022年2月21日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（14,551,364円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（42,839,170円）及び分配準備積立金（311,827,808円）より分配対象額は369,218,342円（1万口当たり110.43円）であり、うち16,717,814円（1万口当たり5円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	当　期 自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	当　期 2022年2月21日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	前　期 2021年8月20日現在	当　期 2022年2月21日現在

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△97,778,249	△204,404,964
合計	△97,778,249	△204,404,964

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前　期 2021年8月20日現在	当　期 2022年2月21日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当　期 自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前　期 2021年8月20日現在	当　期 2022年2月21日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.6398円 (6,398円)	0.6329円 (6,329円)

(4) 【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ダイワ高格付米ドル債マザーファンド	2,010,249,488	3,504,065,882	
	ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド	637,588,856	1,176,733,992	
	ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド	1,177,755,406	3,519,368,704	
	ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド	1,769,649,460	3,502,490,211	

	ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド	3,580,658,805	5,814,631,833	
	ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド	2,777,063,666	3,541,033,880	
親投資信託受益証券　合計			21,058,324,502	
合計			21,058,324,502	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ダイワ高格付米ドル債マザーファンド」受益証券、「ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド」受益証券、「ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド」受益証券、「ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド」受益証券、「ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド」受益証券及び「ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ高格付米ドル債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	215,028,564	121,489,928
コール・ローン	50,029,581	47,924,316
国債証券	8,856,365,539	9,166,019,131
特殊債券	338,679,881	347,989,765
社債券	8,473,674,645	6,488,161,717
派生商品評価勘定	39,449	57,716
未収利息	69,288,125	82,311,924
前払費用	11,841,046	23,944,377

差入委託証拠金	146,417,202	153,305,699
流動資産合計	18,161,364,032	16,431,204,573
資産合計	18,161,364,032	16,431,204,573
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	83,394	－
未払解約金	26,656,437	14,630,439
流動負債合計	26,739,831	14,630,439
負債合計	26,739,831	14,630,439
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	10,588,269,376	9,418,170,952
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,546,354,825	6,998,403,182
元本等合計	18,134,624,201	16,416,574,134
純資産合計	18,134,624,201	16,416,574,134
負債純資産合計	18,161,364,032	16,431,204,573

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
1．※1　期首	2021年2月23日	2021年8月21日
期首元本額	12,065,300,836円	10,588,269,376円
期中追加設定元本額	1,084,596円	702,751円
期中一部解約元本額	1,478,116,056円	1,170,801,175円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ世界債券ファンドM（FOFs用）（適格機関投資家専用）	210,500,612円	187,875,194円
常陽３分法ファンド	76,449,146円	69,262,368円
ダイワ世界債券ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	10,484,142円	9,688,139円
ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）	2,223,391,882円	2,010,249,488円
ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）	36,550,158円	31,952,245円
ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）	3,576,190円	3,271,731円
ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）	8,027,317,246円	7,105,871,787円

計	10,588,269,376円	9,418,170,952円
2. 期末日における受益権の総数	10,588,269,376口	9,418,170,952口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2022年2月21日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

	(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	99,760,023	△246,282,685
特殊債券	△3,306,590	△6,375,475
社債券	△1,055,914	△306,546,262
合計	95,397,519	△559,204,422

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2021年3月6日から2021年8月20日まで、及び2021年9月7日から2022年2月21日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種　類	2021年8月20日 現在				2022年2月21日 現在			
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち1年超	(円)	(円)	(円)	うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	73,700,000	－	73,743,945	△43,945	14,700,000	－	14,642,284	57,716
アメリカ・ドル	73,700,000	－	73,743,945	△43,945	14,700,000	－	14,642,284	57,716
合計	73,700,000	－	73,743,945	△43,945	14,700,000	－	14,642,284	57,716

（注）　1．時価の算定方法

(1)　期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
1口当たり純資産額	1.7127円	1.7431円
（1万口当たり純資産額）	(17,127円)	(17,431円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル		アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20221115	25,310,000.000	25,450,217.400	
		4.375% United States Treasury Note/Bond 20410515	5,600,000.000	7,421,736.000	
		1.75% United States Treasury Note/Bond 20220430	3,790,000.000	3,800,043.500	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20260815	5,000,000.000	4,930,850.000	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20250331	20,200,000.000	20,758,530.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20280815	500,000.000	529,235.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20300515	3,500,000.000	3,157,910.000	

		2% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20411115	10,300,000.000	9,765,636.000	
		0.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20231231	3,900,000.000	3,848,793.000	
	アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 79,662,950.900 (9,166,019,131)	
国債証券　合計				9,166,019,131 [9,166,019,131]	
特殊債券	アメリカ・ドル	2.375% Temasek Financial I Ltd 20230123	アメリカ・ドル 3,000,000.000	アメリカ・ドル 3,024,420.000	
	アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 3,024,420.000 (347,989,765)	
特殊債券　合計				347,989,765 [347,989,765]	
社債券	アメリカ・ドル	2.355% Chevron Corp 20221205	アメリカ・ドル 5,000,000.000	アメリカ・ドル 5,036,400.000	
		2% Bank of New Zealand 20250221	4,000,000.000	3,967,040.000	
		1% Credit Suisse AG/New York NY 20230505	8,000,000.000	7,945,840.000	
		3.625% CREDIT SUISSE AG/NEW YORK NY 20240909	3,000,000.000	3,105,180.000	
		1.65% Apple Inc 20300511	5,000,000.000	4,642,450.000	
		3% Apple Inc 20271113	5,000,000.000	5,161,250.000	
		3.95% Sumitomo Mitsui Banking Corp 20230719	2,500,000.000	2,577,825.000	
		2.85% Commonwealth Bank of Australia 20260518	12,904,000.000	13,210,082.880	
		2.35% Westpac Banking Corp 20250219	5,000,000.000	5,038,500.000	
		2.7% Westpac Banking Corp 20260819	5,621,000.000	5,704,809.110	
	アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 56,389,376.990 (6,488,161,717)	
社債券　合計				6,488,161,717 [6,488,161,717]	
合計				16,002,170,613	

		[16,002,170,613]	

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	9銘柄	100%	100%
	特殊債券	1銘柄		
	社債券	10銘柄		

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	1,292,965,941	1,244,242,339
コール・ローン	323,873,271	314,770,319
国債証券	14,753,544,164	11,760,696,514
地方債証券	37,861,775,058	37,045,064,792
特殊債券	9,464,631,109	7,525,957,660
社債券	49,331,924,777	44,902,622,429
派生商品評価勘定	1,548,855	597,362
未収入金	459,949,658	451,732,426
未収利息	665,541,022	693,316,825
前払費用	6,511,542	21,732,709
差入委託証拠金	88,703,686	93,312,330
流動資産合計	114,250,969,083	104,054,045,705

資産合計	114,250,969,083	104,054,045,705
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	332,352	5,190
未払解約金	130,825,291	95,888,109
流動負債合計	131,157,643	95,893,299
負債合計	131,157,643	95,893,299
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	59,084,173,327	52,524,187,138
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	55,035,638,113	51,433,965,268
元本等合計	114,119,811,440	103,958,152,406
純資産合計	114,119,811,440	103,958,152,406
負債純資産合計	114,250,969,083	104,054,045,705

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
1．※1　期首	2021年2月23日	2021年8月21日
期首元本額	67,410,198,977円	59,084,173,327円
期中追加設定元本額	5,997,061円	4,644,485円
期中一部解約元本額	8,332,022,711円	6,564,630,674円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ世界債券ファンドM（FOFs用）（適格機関投資家専用）	180,505,230円	165,753,907円
常陽３分法ファンド	66,794,078円	61,504,244円
ダイワ高格付カナダドル債オープン（年1回決算型）	915,506,453円	765,248,379円
ダイワ高格付カナダドル債オープン・為替アクティブヘッジ（毎月分配型）	44,803,639円	40,906,141円
ダイワ世界債券ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	9,086,514円	8,530,944円
ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）	1,925,705,389円	1,769,649,460円

	ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）	47,600,233円	42,187,863円
	ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）	3,081,668円	2,884,132円
	ダイワ高格付カナダドル債オープン（毎月分配型）	45,431,791,356円	40,286,202,984円
	ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）	10,459,298,767円	9,381,319,084円
	計	59,084,173,327円	52,524,187,138円
2.	期末日における受益権の総数	59,084,173,327口	52,524,187,138口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2022年2月21日現在

1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2021年8月20日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	2022年2月21日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	389,449,943	△278,496,172
地方債証券	88,912,821	△932,705,766
特殊債券	172,721,515	△244,043,810
社債券	△415,641,273	△874,217,922
合計	235,443,006	△2,329,463,670

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2021年5月11日から2021年8月20日まで、及び2021年11月11日から2022年2月21日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種　類	2021年8月20日 現在				2022年2月21日 現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	201,500,000	－	200,283,497	1,216,503	139,800,000	－	139,207,828	592,172

カナダ・ドル	201,500,000	－	200,283,497	1,216,503	139,800,000	－	139,207,828	592,172
合計	201,500,000	－	200,283,497	1,216,503	139,800,000	－	139,207,828	592,172

（注） 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
1口当たり純資産額	1.9315円	1.9792円
（1万口当たり純資産額）	(19,315円)	(19,792円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	カナダ・ドル		カナダ・ドル	カナダ・ドル	
		2.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20240601	2,000,000.000	2,043,260.000	
		2.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20481201	23,000,000.000	25,732,170.000	
		1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260601	60,000,000.000	59,594,400.000	

		2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20280601	32,000,000.000	32,517,120.000	
		2.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20290601	10,000,000.000	10,338,900.000	
	カナダ・ドル　小計			カナダ・ドル 130,225,850.000 (11,760,696,514)	
国債証券　合計				11,760,696,514 [11,760,696,514]	
地方債証券	カナダ・ドル		カナダ・ドル	カナダ・ドル	
		9.375% Province of Quebec Canada 20230116	10,000,000.000	10,726,000.000	
		2.5% Province of Quebec Canada 20260901	67,000,000.000	68,164,460.000	
		1.9% Province of Quebec Canada 20300901	35,000,000.000	33,395,600.000	
		9.5% ONTARIO PROVINCE 20250602	7,822,000.000	9,671,199.020	
		3.5% ONTARIO PROVINCE 20240602	48,000,000.000	49,783,680.000	
		2.4% ONTARIO PROVINCE 20260602	65,000,000.000	65,786,500.000	
		2.9% ONTARIO PROVINCE 20280602	50,000,000.000	51,685,500.000	
		8.75% PROVINCE OF SASKATCHEWAN 20250530	2,000,000.000	2,419,100.000	
		9% BRITISH COLUMBIA 20240823	11,860,000.000	13,924,944.600	
		2.2% Province of Alberta Canada 20260601	73,000,000.000	73,255,500.000	
		3.3% Province of Alberta Canada 20461201	6,000,000.000	6,122,940.000	
		2.35% Province of Alberta Canada 20250601	25,000,000.000	25,263,500.000	
	カナダ・ドル　小計			カナダ・ドル 410,198,923.620 (37,045,064,792)	
地方債証券　合計				37,045,064,792 [37,045,064,792]	
特殊債券	カナダ・ドル		カナダ・ドル	カナダ・ドル	
		3% PSP Capital Inc 20251105	15,000,000.000	15,513,300.000	

		3% CPPIB Capital Inc 20280615	15,000,000.000	15,637,350.000	
		2.65% CANADA HOUSING TRUST 20281215	4,000,000.000	4,108,560.000	
		1.9% CANADA HOUSING TRUST 20310315	50,000,000.000	48,075,500.000	
	カナダ・ドル　小計			カナダ・ドル 83,334,710.000 (7,525,957,660)	
特殊債券　合計				7,525,957,660 [7,525,957,660]	
社債券	カナダ・ドル		カナダ・ドル	カナダ・ドル	
		3.226% Toronto-Dominion Bank/The 20240724	15,000,000.000	15,397,350.000	
		1.909% Toronto-Dominion Bank/The 20230718	25,000,000.000	25,059,500.000	
		2.542% HSBC Bank Canada 20230131	35,000,000.000	35,323,750.000	
		2.17% HSBC Bank Canada 20220629	10,000,000.000	10,044,200.000	
		2% NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING 20280417	55,000,000.000	52,657,550.000	
		2.513% Apple Inc 20240819	57,000,000.000	57,592,800.000	
		2.47% Canadian Imperial Bank of Commerce/Canad 20221205	25,000,000.000	25,234,500.000	
		2.3% Canadian Imperial Bank of Commerce/Canad 20220711	25,000,000.000	25,140,750.000	
		3.3% Canadian Imperial Bank of Commerce/Canad 20250526	45,000,000.000	46,521,900.000	
		2.97% Canadian Imperial Bank of Commerce/Canad 20230711	10,000,000.000	10,167,600.000	
		9.625% HYDRO QUEBEC 20220715	5,835,000.000	6,034,381.950	
		8.9% Ontario Electricity Financial Corp 20220818	60,274,000.000	62,651,206.560	
		9% Ontario Electricity Financial Corp 20250526	5,400,000.000	6,565,752.000	
		2.89% Bank of Montreal 20230620	35,000,000.000	35,527,800.000	
		2.7% Bank of Montreal 20240911	55,000,000.000	55,785,400.000	

		3.19% BANK OF MONTREAL 20280301	10,000,000.000	10,343,600.000	
		2.7% BANK OF MONTREAL 20261209	5,000,000.000	5,058,750.000	
		2.333% Royal Bank of Canada 20231205	12,000,000.000	12,098,640.000	
	カナダ・ドル　小計			カナダ・ドル 497,205,430.510 (44,902,622,429)	
社債券　合計				44,902,622,429 [44,902,622,429]	
合計				101,234,341,395 [101,234,341,395]	

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計金額に対する比率
カナダ・ドル	国債証券	5銘柄	100%	100%
	地方債証券	12銘柄		
	特殊債券	4銘柄		
	社債券	18銘柄		

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		

預金	7,611,436	42,412,088
コール・ローン	12,875,484	15,538,750
国債証券	924,938,859	465,949,941
地方債証券	261,883,410	253,685,283
特殊債券	4,912,989,976	4,847,523,227
社債券	1,631,384,721	1,736,976,977
派生商品評価勘定	32,722	58,342
未収利息	70,419,942	60,102,830
前払費用	―	184,466
差入委託証拠金	40,435,874	42,459,814
流動資産合計	7,862,572,424	7,464,891,718
資産合計	7,862,572,424	7,464,891,718
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,126,432	11,447,227
流動負債合計	3,126,432	11,447,227
負債合計	3,126,432	11,447,227
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	2,648,285,745	2,494,313,418
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,211,160,247	4,959,131,073
元本等合計	7,859,445,992	7,453,444,491
純資産合計	7,859,445,992	7,453,444,491
負債純資産合計	7,862,572,424	7,464,891,718

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券

	個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
1．※1　期首	2021年2月23日	2021年8月21日
期首元本額	2,880,365,022円	2,648,285,745円
期中追加設定元本額	140,865円	4,007,827円
期中一部解約元本額	232,220,142円	157,980,154円
期末元本額の内訳		
ファンド名		

	ダイワ世界債券ファンドM（FOFs用）（適格機関投資家専用）	113,338,394円	110,810,707円
	常陽３分法ファンド	43,049,740円	40,299,753円
	ダイワ世界債券ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	5,873,316円	5,669,953円
	ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）	1,243,321,895円	1,177,755,406円
	ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）	1,989,546円	1,924,290円
	ダイワ高格付豪ドル債オープン（毎月分配型）	1,240,712,854円	1,157,853,309円
	計	2,648,285,745円	2,494,313,418円
2.	期末日における受益権の総数	2,648,285,745口	2,494,313,418口

（金融商品に関する注記）

Ｉ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2022年2月21日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	19,691,752	△17,561,820
地方債証券	4,752,156	△13,823,339
特殊債券	△10,627,019	△206,838,018
社債券	3,255,109	△67,674,572
合計	17,071,998	△305,897,749

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2021年4月16日から2021年8月20日まで、及び2021年10月16日から2022年2月21日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種　類	2021年8月20日 現在				2022年2月21日 現在			
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち1年超	(円)	(円)	(円)	うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								

売 建	3,200,000	－	3,167,278	32,722	24,800,000	－	24,741,658	58,342
オーストラリア・ドル	3,200,000	－	3,167,278	32,722	24,800,000	－	24,741,658	58,342
合計	3,200,000	－	3,167,278	32,722	24,800,000	－	24,741,658	58,342

（注） 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
1口当たり純資産額	2.9677円	2.9882円
（1万口当たり純資産額）	(29,677円)	(29,882円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	オーストラリア・ドル		オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	

		3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20250421	5,368,000.000	5,632,857.120	
	オーストラリア・ドル　小計			オーストラリア・ドル 5,632,857.120 (465,949,941)	
国債証券　合計				465,949,941 [465,949,941]	
地方債証券	オーストラリア・ドル		オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	
		2.4% Province of Alberta Canada 20301002	500,000.000	468,880.000	
		4% AUSTRALIAN CAPITAL TERRITORY 20240522	500,000.000	526,355.000	
		3% AUSTRALIAN CAPITAL TERRITORY 20280418	2,000,000.000	2,071,560.000	
	オーストラリア・ドル　小計			オーストラリア・ドル 3,066,795.000 (253,685,283)	
地方債証券　合計				253,685,283 [253,685,283]	
特殊債券	オーストラリア・ドル		オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	
		4.75% LANDWIRTSCHAFT RENTENBANK 20240408	3,000,000.000	3,199,170.000	
		5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20240319	8,000,000.000	8,571,280.000	
		5.25% KOMMUNALBANKEN 20240715	2,800,000.000	3,029,796.000	
		2.75% Airservices Australia 20230515	1,660,000.000	1,686,709.400	
		3% WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP. 20261021	400,000.000	415,276.000	
		3% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20290420	1,000,000.000	1,036,610.000	
		3% South Australia GOV.FIN.AUTH. 20280524	5,000,000.000	5,181,600.000	
		3% TREASURY CORP VICTORIA 20281020	3,500,000.000	3,628,170.000	
		1.5% TREASURY CORP VICTORIA 20310910	2,000,000.000	1,807,140.000	
		5.75% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20240722	1,000,000.000	1,099,510.000	

		3.25% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20260721	10,000,000.000	10,477,200.000	
		1.5% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20320302	2,000,000.000	1,802,340.000	
		1.75% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20340720	4,000,000.000	3,544,720.000	
		4.75% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20240807	9,500,000.000	10,203,665.000	
		1.8% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20270119	3,000,000.000	2,918,400.000	
	オーストラリア・ドル　小計			オーストラリア・ドル 58,601,586.400 (4,847,523,227)	
特殊債券　合計				4,847,523,227 [4,847,523,227]	
社債券	オーストラリア・ドル		オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	
		2.05% Toronto-Dominion Bank/The 20240710	1,800,000.000	1,798,200.000	
		3.75% University of Sydney 20250828	6,000,000.000	6,262,920.000	
		3.98% Australian National University 20251118	4,040,000.000	4,250,120.400	
		3.2% Bank of Nova Scotia/Australia 20230907	600,000.000	616,026.000	
		3.5% Macquarie University 20280907	1,000,000.000	1,027,860.000	
		4% AUST & NZ BANK 20260722	1,700,000.000	1,797,529.000	
		2.4% COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA 20270114	2,290,000.000	2,243,833.600	
		3.2% Westpac Banking Corp 20230306	1,400,000.000	1,433,782.000	
		2.4% WESTPAC BANKING CORP 20270125	1,600,000.000	1,568,000.000	
	オーストラリア・ドル　小計			オーストラリア・ドル 20,998,271.000 (1,736,976,977)	
社債券　合計				1,736,976,977 [1,736,976,977]	
合計				7,304,135,428 [7,304,135,428]	

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計金額に対する比率
オーストラリア・ドル	国債証券	1銘柄	100%	100%
	地方債証券	3銘柄		
	特殊債券	15銘柄		
	社債券	9銘柄		

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	16,984,955	47,880,226
コール・ローン	12,423,828	14,657,752
国債証券	687,187,650	664,938,463
社債券	655,884,664	539,658,671
派生商品評価勘定	－	6,502
未収利息	9,314,221	15,101,487
前払費用	－	882,743
差入委託証拠金	12,439,720	12,567,631
流動資産合計	1,394,235,038	1,295,693,475
資産合計	1,394,235,038	1,295,693,475
負債の部		
流動負債		

派生商品評価勘定	2,658	－
未払解約金	1,953,439	1,201,322
流動負債合計	1,956,097	1,201,322
負債合計	1,956,097	1,201,322
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	743,048,866	701,404,676
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	649,230,075	593,087,477
元本等合計	1,392,278,941	1,294,492,153
純資産合計	1,392,278,941	1,294,492,153
負債純資産合計	1,394,235,038	1,295,693,475

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
1．※1　期首	2021年2月23日	2021年8月21日
期首元本額	796,688,408円	743,048,866円
期中追加設定元本額	46,047円	136,467円
期中一部解約元本額	53,685,589円	41,780,657円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ世界債券ファンドM（FOFs用）（適格機関投資家専用）	62,859,029円	59,699,673円
ダイワ世界債券ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	3,170,977円	3,077,015円
ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）	675,932,470円	637,588,856円
ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）	1,086,390円	1,039,132円
計	743,048,866円	701,404,676円
2．期末日における受益権の総数	743,048,866口	701,404,676口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2022年2月21日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2021年8月20日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	2022年2月21日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	459,395	△29,208,618
社債券	△4,418,095	△14,613,095

合計	△3,958,700	△43,821,713

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2021年3月6日から2021年8月20日まで、及び2021年9月7日から2022年2月21日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種　類	2021年8月20日 現在				2022年2月21日 現在			
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち1年超	(円)	(円)	(円)	うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	3,000,000	－	3,002,658	△2,658	1,800,000	－	1,793,498	6,502
ユーロ	3,000,000	－	3,002,658	△2,658	1,800,000	－	1,793,498	6,502
合計	3,000,000	－	3,002,658	△2,658	1,800,000	－	1,793,498	6,502

（注）　1．時価の算定方法

(1)　期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)　期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

3．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
1口当たり純資産額	1.8737円	1.8456円
（1万口当たり純資産額）	(18,737円)	(18,456円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ		ユーロ	ユーロ	
		Belgium Government Bond 20311022	650,000.000	611,624.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20300215	100,000.000	99,466.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20260525	400,000.000	407,784.000	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20281125	1,750,000.000	1,800,907.500	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20301125	480,000.000	457,752.000	
		4.5% Belgium Government Bond 20260328	1,450,000.000	1,723,252.500	
	ユーロ 小計			ユーロ 5,100,786.000 (664,938,463)	
国債証券 合計				664,938,463 [664,938,463]	
社債券	ユーロ		ユーロ	ユーロ	
		2.625% Banque Federative du Credit Mutuel SA 20240318	800,000.000	839,424.000	
		2.375% Cooperatieve Rabobank UA 20230522	900,000.000	928,665.000	
		2% PROCTER & GAMBLE CO. 20220816	400,000.000	404,580.000	
		4.875% PROCTER & GAMBLE CO. 20270511	300,000.000	364,491.000	
		0.25% HSBC France SA 20240517	500,000.000	499,045.000	

		1.375% Apple Inc 20290524	580,000.000	600,746.600	
		0.625% Westpac Banking Corp 20241122	500,000.000	502,805.000	
	ユーロ　小計			ユーロ 4,139,756.600 (539,658,671)	
社債券　合計				539,658,671 [539,658,671]	
合計				1,204,597,134 [1,204,597,134]	

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	国債証券　6銘柄 社債券　7銘柄	100%	100%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	105,605,135	72,173,259
コール・ローン	4,898,448	5,846,516
国債証券	1,575,216,130	2,338,931,628
特殊債券	867,738,272	981,259,526
社債券	1,508,419,716	443,440,857

派生商品評価勘定	―	5,941
未収利息	31,071,962	13,421,134
前払費用	65,274	4,285,581
差入委託証拠金	34,263,616	35,785,935
流動資産合計	4,127,278,553	3,895,150,377
資産合計	4,127,278,553	3,895,150,377
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	―	―
負債合計	―	―
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	3,274,561,182	3,054,740,377
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	852,717,371	840,410,000
元本等合計	4,127,278,553	3,895,150,377
純資産合計	4,127,278,553	3,895,150,377
負債純資産合計	4,127,278,553	3,895,150,377

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
1．※1　期首	2021年2月23日	2021年8月21日
期首元本額	3,605,581,990円	3,274,561,182円
期中追加設定元本額	201,522円	141,748円
期中一部解約元本額	331,222,330円	219,962,553円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ世界債券ファンドM（FOFs用）（適格機関投資家専用）	280,278,546円	259,758,402円
ダイワ世界債券ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	14,002,820円	13,390,836円
ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）	2,975,481,825円	2,777,063,666円
ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）	4,797,991円	4,527,473円
計	3,274,561,182円	3,054,740,377円
2．期末日における受益権の総数	3,274,561,182口	3,054,740,377口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2022年2月21日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	27,656,550	△68,918,824
特殊債券	△3,588,606	△23,705,611
社債券	△8,472,198	△12,009,561
合計	15,595,746	△104,633,996

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2021年4月6日から2021年8月20日まで、及び2021年10月6日から2022年2月21日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種　類	2021年8月20日 現在				2022年2月21日 現在			
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち1年超	(円)	(円)	(円)	うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	－	－	－	－	5,600,000	－	5,594,059	5,941
イギリス・ポンド	－	－	－	－	5,600,000	－	5,594,059	5,941
合計	－	－	－	－	5,600,000	－	5,594,059	5,941

（注）　1．時価の算定方法

(1)　期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2604円 (12,604円)	1.2751円 (12,751円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	イギリス・ポンド	1.5% United Kingdom Gilt 20260722	イギリス・ポンド 2,580,000.000	イギリス・ポンド 2,611,011.600	
		0.375% United Kingdom Gilt 20301022	5,620,000.000	5,187,653.400	
		0.375% United Kingdom Gilt 20261022	2,250,000.000	2,157,255.000	
		4.25% United Kingdom Gilt 20271207	4,270,000.000	4,983,602.400	
	イギリス・ポンド　小計			イギリス・ポンド 14,939,522.400 (2,338,931,628)	
国債証券　合計				2,338,931,628 [2,338,931,628]	
特殊債券	イギリス・ポンド	1.375% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20241209	イギリス・ポンド 1,900,000.000	イギリス・ポンド 1,887,232.000	

		1% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20221215	1,800,000.000	1,801,152.000	
		5.5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20250618	1,150,000.000	1,295,245.000	
		1.25% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20251215	1,300,000.000	1,283,997.000	
	イギリス・ポンド　小計			イギリス・ポンド 6,267,626.000 (981,259,526)	
特殊債券　合計				981,259,526 [981,259,526]	
社債券	イギリス・ポンド	1.75% Banque Federative du Credit Mutuel SA 20241219	イギリス・ポンド 500,000.000	イギリス・ポンド 493,930.000	
		2.625% Metropolitan Life Global Funding I 20221205	800,000.000	807,960.000	
		0.625% NESTLE HOLDINGS INC. 20251218	1,600,000.000	1,530,512.000	
	イギリス・ポンド　小計			イギリス・ポンド 2,832,402.000 (443,440,857)	
社債券　合計				443,440,857 [443,440,857]	
合計				3,763,632,011 [3,763,632,011]	

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
イギリス・ポンド	国債証券　4銘柄 特殊債券　4銘柄 社債券　3銘柄	100%	100%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	595,787,964	134,560,707
コール・ローン	397,663,715	34,636,053
国債証券	30,829,544,218	28,520,991,582
特殊債券	6,554,035,763	6,290,986,237
社債券	2,218,627,904	1,970,335,180
未収利息	325,565,664	393,077,336
前払費用	8,226,365	8,199,519
差入委託証拠金	130,104,858	131,442,652
流動資産合計	41,059,556,451	37,484,229,266
資産合計	41,059,556,451	37,484,229,266
負債の部		
流動負債		
未払解約金	43,447,412	9,652,862
流動負債合計	43,447,412	9,652,862
負債合計	43,447,412	9,652,862
純資産の部		
元本等		
元本　※1	24,475,032,681	23,076,719,454
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	16,541,076,358	14,397,856,950
元本等合計	41,016,109,039	37,474,576,404
純資産合計	41,016,109,039	37,474,576,404
負債純資産合計	41,059,556,451	37,484,229,266

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
1．※1　期首	2021年2月23日	2021年8月21日
期首元本額	27,027,666,906円	24,475,032,681円
期中追加設定元本額	1,438,858円	2,175,984円
期中一部解約元本額	2,554,073,083円	1,400,489,211円

期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ世界債券ファンドM（FOFs用）（適格機関投資家専用）	346,193,064円	336,435,521円
ダイワ世界債券ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	17,549,137円	17,309,045円
ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）	3,741,313,139円	3,580,658,805円
ダイワ・グローバル債券ファンド（年2回決算型）	92,031,453円	85,091,524円
ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）	6,004,317円	5,838,968円
ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）	20,271,941,571円	19,051,385,591円
計	24,475,032,681円	23,076,719,454円
2. 期末日における受益権の総数	24,475,032,681口	23,076,719,454口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2022年2月21日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2021年8月20日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	2022年2月21日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	252,920,289	△551,266,095
特殊債券	57,206,317	△113,747,382
社債券	6,709,504	△30,364,684
合計	316,836,110	△695,378,161

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2021年7月6日から2021年8月20日まで、及び2022年1月6日から2022年2月21日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	2021年8月20日現在	2022年2月21日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.6758円 (16,758円)	1.6239円 (16,239円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	デンマーク・クローネ	7% DANISH GOVERNMENT BOND 20241110	デンマーク・クローネ 28,384,400.000	デンマーク・クローネ 33,971,301.450	
		0.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20271115	180,000,000.000	182,885,400.000	
		0.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20291115	161,711,800.000	163,801,116.450	
	デンマーク・クローネ　小計			デンマーク・クローネ 380,657,817.900 (6,672,931,547)	
	ノルウェー・クローネ	3% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20240314	ノルウェー・クローネ 85,000,000.000	ノルウェー・クローネ 87,203,200.000	
		1.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20250313	35,000,000.000	34,854,050.000	
		1.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20290906	35,000,000.000	34,261,500.000	
	ノルウェー・クローネ　小計			ノルウェー・クローネ 156,318,750.000 (2,005,569,562)	
	ポーランド・ズロチ	Poland Government Bond 20220725	ポーランド・ズロチ 22,000,000.000	ポーランド・ズロチ 21,778,900.000	
		2.75% Poland Government Bond 20280425	150,000,000.000	141,172,500.000	
	ポーランド・ズロチ　小計			ポーランド・ズロチ 162,951,400.000 (4,688,910,240)	
	ユーロ	0.8% Belgium Government Bond 20280622	ユーロ 11,000,000.000	ユーロ 11,390,500.000	

		1.7% Belgium Government Bond 20500622	2,500,000.000	2,772,100.000	
		1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20270525	7,267,000.000	7,588,928.100	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20301125	3,853,600.000	3,674,985.640	
		5.4% IRISH TREASURY 20250313	9,500,000.000	11,120,225.000	
		0.2% IRISH TREASURY 20301018	18,656,300.000	18,099,969.130	
		1.95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260430	31,700,000.000	33,793,151.000	
		2.75% SPANISH GOVERNMENT BOND 20241031	25,862,000.000	27,804,236.200	
	ユーロ　小計			ユーロ 116,244,095.070 (15,153,580,233)	
国債証券　合計				28,520,991,582 [28,520,991,582]	
特殊債券	スウェーデン・クローナ		スウェーデン・クローナ	スウェーデン・クローナ	
		1.25% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20250512	145,000,000.000	146,838,600.000	
		1.75% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20261112	100,000,000.000	103,213,000.000	
		1.5% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20270302	10,000,000.000	10,197,400.000	
		3.75% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20320601	5,000,000.000	6,090,650.000	
		2.125% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20400321	70,000,000.000	74,319,700.000	
	スウェーデン・クローナ　小計			スウェーデン・クローナ 340,659,350.000 (4,169,670,444)	
	ノルウェー・クローネ		ノルウェー・クローネ	ノルウェー・クローネ	
		1.625% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20240403	50,000,000.000	49,742,500.000	
		1.67% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20230524	18,000,000.000	18,021,780.000	
		2% KOMMUNALBANKEN 20271129	100,000,000.000	97,576,000.000	
	ノルウェー・クローネ　小計			ノルウェー・クローネ 165,340,280.000	

				(2,121,315,793)	
特殊債券　合計				6,290,986,237 [6,290,986,237]	
社債券	スウェーデン・クローナ	2% Sveriges Sakerstallda Obligationer AB 20260617	スウェーデン・クローナ 85,000,000.000	スウェーデン・クローナ 87,906,150.000	
	スウェーデン・クローナ　小計			スウェーデン・クローナ 87,906,150.000 (1,075,971,276)	
	ノルウェー・クローネ	1.75% Cooperatieve Rabobank UA 20240710	ノルウェー・クローネ 50,000,000.000	ノルウェー・クローネ 49,690,000.000	
		1.99% Nordea Bank Abp 20230814	20,000,000.000	20,018,800.000	
	ノルウェー・クローネ　小計			ノルウェー・クローネ 69,708,800.000 (894,363,904)	
社債券　合計				1,970,335,180 [1,970,335,180]	
合計				36,782,312,999 [36,782,312,999]	

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
スウェーデン・クローナ	特殊債券　5銘柄 社債券　1銘柄	100%	14.3%
デンマーク・クローネ	国債証券　3銘柄	100%	18.1%
ノルウェー・クローネ	国債証券　3銘柄 特殊債券　3銘柄 社債券　2銘柄	100%	13.7%
ポーランド・ズロチ	国債証券　2銘柄	100%	12.7%
ユーロ	国債証券　8銘柄	100%	41.2%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期計算期間（2021年8月21日から2022年2月21日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第26期 2021年8月20日現在	第27期 2022年2月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	536,520	514,005
親投資信託受益証券	36,126,545	34,334,093
流動資産合計	36,663,065	34,848,098
資産合計	36,663,065	34,848,098
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	26,859	25,707
未払受託者報酬	10,329	9,996
未払委託者報酬	249,056	241,126
その他未払費用	1,450	1,418
流動負債合計	287,694	278,247
負債合計	287,694	278,247
純資産の部		
元本等		
元本	※1 26,859,342	※1 25,707,926
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,516,029	8,861,925
（分配準備積立金）	4,715,456	4,571,234
元本等合計	36,375,371	34,569,851
純資産合計	36,375,371	34,569,851
負債純資産合計	36,663,065	34,848,098

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第26期 自　2021年2月23日 至　2021年8月20日	第27期 自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
営業収益		
有価証券売買等損益	367,947	57,102
営業収益合計	367,947	57,102
営業費用		
受託者報酬	10,329	9,996
委託者報酬	249,056	241,126
その他費用	1,450	1,418
営業費用合計	260,835	252,540
営業利益又は営業損失（△）	107,112	△ 195,438
経常利益又は経常損失（△）	107,112	△ 195,438
当期純利益又は当期純損失（△）	107,112	△ 195,438
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	71,677	29,547
期首剰余金又は期首欠損金（△）	10,436,772	9,516,029
剰余金増加額又は欠損金減少額	54,956	114,752
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	54,956	114,752
剰余金減少額又は欠損金増加額	984,275	518,164
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	984,275	518,164
分配金	※1　26,859	※1　25,707
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,516,029	8,861,925

(3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	第27期 自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2022年2月20日が休日のため、当計算期間末日を2022年2月21日としております。このため、当計算期間は185日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	第26期 2021年8月20日現在	第27期 2022年2月21日現在
1．※1　期首元本額	29,497,369円	26,859,342円
期中追加設定元本額	143,619円	310,520円
期中一部解約元本額	2,781,646円	1,461,936円
2．計算期間末日における受益権の総数	26,859,342口	25,707,926口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	第26期 自　2021年2月23日 至　2021年8月20日	第27期 自　2021年8月21日 至　2022年2月21日

※1　分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（163,990円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（10,562,490円）及び分配準備積立金（4,578,325円）より分配対象額は15,304,805円（1万口当たり5,698.13円）であり、うち26,859円（1万口当たり10円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（136,424円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（10,162,706円）及び分配準備積立金（4,460,517円）より分配対象額は14,759,647円（1万口当たり5,741.28円）であり、うち25,707円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	第27期 自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	第27期 2022年2月21日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第26期 2021年8月20日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	第27期 2022年2月21日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	264,090	7,359
合計	264,090	7,359

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第26期 2021年8月20日現在	第27期 2022年2月21日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第27期 自　2021年8月21日 至　2022年2月21日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第26期 2021年8月20日現在	第27期 2022年2月21日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.3543円 (13,543円)	1.3447円 (13,447円)

(4) 【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ダイワ高格付米ドル債マザーファンド	3,271,731	5,702,954	
	ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド	1,039,132	1,917,822	
	ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド	1,924,290	5,750,163	
	ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド	2,884,132	5,708,274	
	ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド	5,838,968	9,481,900	
	ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド	4,527,473	5,772,980	
親投資信託受益証券　合計			34,334,093	
合計			34,334,093	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ダイワ高格付米ドル債マザーファンド」受益証券、「ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド」受益証券、「ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド」受益証券、「ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド」受益証券、「ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド」受益証券及び「ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ高格付米ドル債マザーファンド」の状況

前記「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」に記載のとおりであります。

「ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド」の状況

前記「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」に記載のとおりであります。

「ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド」の状況

前記「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」に記載のとおりであります。

「ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド」の状況

前記「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」に記載のとおりであります。

「ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド」の状況

前記「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」に記載のとおりであります。

「ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド」の状況

前記「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」に記載のとおりであります。

2【ファンドの現況】

ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）

【純資産額計算書】

2022年2月28日

Ⅰ	資産総額	21,028,016,929円
Ⅱ	負債総額	20,723,173円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	21,007,293,756円
Ⅳ	発行済数量	33,387,943,966口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6292円

(参考) ダイワ高格付米ドル債マザーファンド

純資産額計算書

2022年2月28日

Ⅰ	資産総額	16,446,086,744円
Ⅱ	負債総額	0円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	16,446,086,744円
Ⅳ	発行済数量	9,418,439,477口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7462円

(参考) ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド

純資産額計算書

2022年2月28日

Ⅰ	資産総額	104,099,356,452円
Ⅱ	負債総額	154,436,526円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	103,944,919,926円
Ⅳ	発行済数量	52,424,344,456口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.9828円

(参考) ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド

純資産額計算書

2022年2月28日

Ⅰ	**資産総額**	**7,463,384,977円**
Ⅱ	**負債総額**	**3,700,996円**
Ⅲ	**純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）**	**7,459,683,981円**
Ⅳ	**発行済数量**	**2,488,474,548口**
Ⅴ	**１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）**	**2.9977円**

(参考) ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド

純資産額計算書

2022年2月28日

Ⅰ	**資産総額**	**1,279,991,868円**
Ⅱ	**負債総額**	**0円**
Ⅲ	**純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）**	**1,279,991,868円**
Ⅳ	**発行済数量**	**701,175,200口**
Ⅴ	**１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）**	**1.8255円**

(参考) ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド

純資産額計算書

2022年2月28日

Ⅰ	**資産総額**	**3,841,307,166円**
Ⅱ	**負債総額**	**13,713,663円**
Ⅲ	**純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）**	**3,827,593,503円**
Ⅳ	**発行済数量**	**3,039,762,066口**
Ⅴ	**１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）**	**1.2592円**

(参考) ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド

純資産額計算書

2022年2月28日

Ⅰ	**資産総額**	**36,918,805,989円**
Ⅱ	**負債総額**	**0円**

Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	36,918,805,989円
Ⅳ　発行済数量	23,068,297,955口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6004円

ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）

純資産額計算書

2022年2月28日

Ⅰ　資産総額	34,405,993円
Ⅱ　負債総額	9,130円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	34,396,863円
Ⅳ　発行済数量	25,728,364口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3369円

(参考) ダイワ高格付米ドル債マザーファンド

前記「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

(参考) ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド

前記「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

(参考) ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド

前記「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

(参考) ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド

前記「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

(参考) ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド

前記「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

(参考) ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド

前記「ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）」の記載と同じ。

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１　【委託会社等の概況】

ａ．資本金の額

2022年2月末日現在

資本金の額　　151億7,427万2,500円

発行可能株式総数　799万9,980株

発行済株式総数　　260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

ｂ．委託会社の機構

①　会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

②　投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ．商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ．商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ．運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2022年2月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	65	189,252
追加型株式投資信託	785	20,429,251
株式投資信託　　合計	850	20,618,503
単位型公社債投資信託	79	209,737
追加型公社債投資信託	14	1,438,864
公社債投資信託　合計	93	1,648,601
総合計	943	22,267,104

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2021年４月１日から2021年９月30日まで）は、改正府令附則第３条第１項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第62期事業年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第63期事業年度に係る中間会計期間（2021年４月１日から2021年９月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

３．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

（単位:百万円）

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2,741	4,860
有価証券	22,167	333
前払費用	205	237
未収委託者報酬	10,847	13,150
未収収益	63	49
関係会社短期貸付金	-	18,700
その他	62	207
流動資産計	36,088	37,539

固定資産				
有形固定資産	※1	217	※1	224
建物		7		6
器具備品		209		218
無形固定資産		2,362		1,937
ソフトウェア		2,028		1,882
ソフトウェア仮勘定		333		54
投資その他の資産		15,844		16,121
投資有価証券		9,153		10,159
関係会社株式		3,972		3,705
出資金		183		183
長期差入保証金		1,069		1,068
繰延税金資産		1,431		973
その他		33		30
固定資産計		18,424		18,283
資産合計		54,512		55,822

（単位:百万円）

	前事業年度 （2020年３月31日）		当事業年度 （2021年３月31日）	
負債の部				
流動負債				
預り金		69		68
未払金		7,573		8,405
未払収益分配金		14		13
未払償還金		39		39
未払手数料		3,988		4,734
その他未払金	※2	3,530	※2	3,617
未払費用		3,830		3,777
未払法人税等		656		804
未払消費税等		590		631
賞与引当金		688		950
その他		5		88
流動負債計		13,414		14,725
固定負債				
退職給付引当金		2,574		2,452
役員退職慰労引当金		88		74
その他		5		3

固定負債計	2,667	2,530
負債合計	16,082	17,256
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,749	10,574
利益剰余金合計	12,123	10,948
株主資本合計	38,793	37,618
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△363	947
評価・換算差額等合計	△363	947
純資産合計	38,430	38,566
負債・純資産合計	54,512	55,822

(2) 【損益計算書】

（単位:百万円）

	前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	69,550	65,487
その他営業収益	583	419
営業収益計	70,134	65,906
営業費用		
支払手数料	31,120	27,965
広告宣伝費	745	624
調査費	8,858	8,245
調査費	1,188	1,134
委託調査費	7,670	7,110
委託計算費	1,410	1,501
営業雑経費	1,770	1,870
通信費	240	240
印刷費	524	478
協会費	56	51

諸会費	13	14
その他営業雑経費	936	1,084
営業費用計	43,906	40,207
一般管理費		
給料	5,793	5,991
役員報酬	374	351
給料・手当	4,335	4,293
賞与	395	395
賞与引当金繰入額	688	950
福利厚生費	838	893
交際費	62	32
旅費交通費	154	37
租税公課	451	472
不動産賃借料	1,299	1,302
退職給付費用	368	449
役員退職慰労引当金繰入額	37	28
固定資産減価償却費	925	661
諸経費	1,770	1,763
一般管理費計	11,702	11,631
営業利益	14,525	14,067

（単位:百万円）

	前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
営業外収益		
投資有価証券売却益	214	578
有価証券償還益	24	42
その他	991	68
営業外収益計	1,230	689
営業外費用		
投資有価証券売却損	1	69
有価証券償還損	71	47
その他	54	24
営業外費用計	127	141
経常利益	15,629	14,616
特別損失		
システム刷新関連費用	537	547
関係会社整理損失	-	267
投資有価証券評価損	48	45
特別損失計	585	860

税引前当期純利益	15,043	13,756
法人税、住民税及び事業税	4,555	4,476
法人税等調整額	△78	△ 109
法人税等合計	4,477	4,366
当期純利益	10,566	9,389

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△11,868	△11,868	△11,868
当期純利益	-	-	-	10,566	10,566	10,566
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△1,302	△1,302	△1,302
当期末残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	46	46	40,142
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△11,868
当期純利益	-	-	10,566
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△410	△410	△410
当期変動額合計	△410	△410	△410
当期末残高	△363	△363	38,430

当事業年度（自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,564	△10,564	△10,564
当期純利益	-	-	-	9,389	9,389	9,389
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△1,175	△1,175	△1,175
当期末残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△363	△363	38,430
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,564
当期純利益	-	-	9,389
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,311	1,311	1,311
当期変動額合計	1,311	1,311	136
当期末残高	947	947	38,566

注記事項
（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法
（１）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10～18年
器具備品	４～20年

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員･参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

５．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

６．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２

月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（追加情報）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。この結果、当事業年度の財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2019年７月４日）第７-４項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

収益認識に関する会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年３月30日）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年３月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年３月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準の適用による影響は軽微であります。

（表示方法の変更）

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「受取配当金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「受取配当金」912百万円、「その他」78百万円は、「その他」991百万円として組替えております。

（注記に関する表示方法の変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年3月31日。以下「見積り会計基準」という）が公表日以後終了する事業年度における年度末に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当事業年度末から適用し、（重要な会計上の見積り）を開示しております。

見積り会計基準の適用については、見積り会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、会計基準第６項及び第７項に定める注記事項について、前事業年度における財務諸表に関する注記を省略しております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
建物	34百万円	35百万円
器具備品	276百万円	259百万円

※２　関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
未払金	3,397百万円	3,473百万円

３　保証債務

前事業年度（2020年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,603百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（2021年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,727百万円に対して保証を行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				

普通株式	2,608	－	－	2,608
合　　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

（１） 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年６月21日 定時株主総会	普通株式	11,868	4,550	2019年 ３月31日	2019年 ６月24日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年６月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額　10,564百万円
② 配当の原資　利益剰余金
③ １株当たり配当額　4,050円
④ 基準日　2020年３月31日
⑤ 効力発生日　2020年６月24日

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合　　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

（１） 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年６月23日 定時株主総会	普通株式	10,564	4,050	2020年 ３月31日	2020年 ６月24日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年６月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額　9,388百万円
② 配当の原資　利益剰余金
③ １株当たり配当額　3,599円
④ 基準日　2021年３月31日

⑤　効力発生日　　2021年６月23日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（３）　金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（ⅰ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ⅱ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

２．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した有価証券、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2020年３月31日）

（１）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表　　計上額	時価	差額
投資有価証券（※１）	60	60	－
資産合計	60	60	－

（※1）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券267百万円、投資有価証券8,426百万円は上記の表に含めておりません。

（２）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、コマーシャル・ペーパー、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2021年３月31日）

（１）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券（※１）	85	－	－	85
資産合計	85	－	－	85

（※１）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券333百万円、投資有価証券9,406百万円は上記の表に含めておりません。

（２）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。なお、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用している有価証券は、公表さ

れている基準価額によっていることからレベルを付しておりません。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

（注２）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式等	666	666
子会社株式	1,944	1,677
関連会社株式	2,027	2,027

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2020年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　1,944百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額　2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2021年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　1,677百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額　2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2020年３月31日）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	60	55	5
（２）その他	3,004	2,772	232
小計	3,064	2,827	237
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	27,589	28,354	△764
小計	27,589	28,354	△764
合計	30,654	31,181	△526

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2021年３月31日）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	85	55	30

（２）その他	7,179	5,697	1,481
小計	7,265	5,752	1,512
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,561	2,721	△160
小計	2,561	2,721	△160
合計	9,826	8,474	1,352

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
（１）株式	-	-	-
（２）その他			
証券投資信託	1,492	214	1
合計	1,492	214	1

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
（１）株式	-	-	-
（２）その他			
証券投資信託	5,353	578	69
合計	5,353	578	69

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について48百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、関係会社株式について267百万円、証券投資信託について45百万円の減損処理を行っております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

２．確定給付制度

(１)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）	当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

退職給付債務の期首残高	2,389百万円	2,574百万円
勤務費用	159	155
退職給付の支払額	△183	△ 378
その他	207	101
退職給付債務の期末残高	2,574	2,452

(２)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	2,574百万円	2,452百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,574	2,452
退職給付引当金	2,574	2,452
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,574	2,452

(３)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
勤務費用	159百万円	155百万円
その他	27	108
確定給付制度に係る退職給付費用	187	263

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度181百万円、当事業年度186百万円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	788	750

賞与引当金	177	243
未払事業税	129	170
システム関連費用	198	155
投資有価証券評価損	47	128
出資金評価損	94	94
その他	399	298
繰延税金資産小計	1,835	1,841
評価性引当額	△173	△ 254
繰延税金資産合計	1,661	1,586
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	△159	△ 159
その他有価証券評価差額金	△71	△ 453
繰延税金負債合計	△230	△ 612
繰延税金資産の純額	1,431	973

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2020年３月31日）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2021年３月31日）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］
当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］
１.サービスごとの情報
単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報
（１）営業収益
内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取（注）	19,300 0	関係会社短期貸付金	18,700 －

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は１年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

（イ）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証（注）	1,603	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証（注）	1,727	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注1）	科目	期末残高（百万円）（注1）
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	－	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料（注2）	16,953	未払手数料	2,984
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	－	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入（注3）	1,031	未払費用	224
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	－	本社ビルの管理	不動産の賃借料（注4）	1,061	長期差入保証金	1,054

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注２)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注３)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注４)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料（注2） 不動産の賃借料（注4）	14,917 527	未払手数料 長期差入保証金	3,321 1,054
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入（注3）	883	未払費用	179
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料（注4）	527	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注２)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注３)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注４)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

(注５)大和プロパティ株式会社は、2020年10月1日付で大和証券株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。このため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。

２.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
１株当たり純資産額　14,732.52円	１株当たり純資産額　14,784.79円
１株当たり当期純利益　4,050.66円	１株当たり当期純利益　3,599.54円

(注１)潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注２)１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
当期純利益（百万円）	10,556	9,389
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(１)中間貸借対照表

（単位:百万円）

	当中間会計期間 （2021年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金・預金	2,139
有価証券	250
未収委託者報酬	13,857
関係会社短期貸付金	16,300
その他	369
流動資産合計	32,916
固定資産	

有形固定資産	※1	211
無形固定資産		
ソフトウエア		1,633
その他		134
無形固定資産合計		1,768
投資その他の資産		
投資有価証券		11,373
関係会社株式		3,705
繰延税金資産		786
その他		1,246
投資その他の資産合計		17,111
固定資産合計		19,091
資産合計		52,007

（単位:百万円）

		当中間会計期間 （2021年９月30日）
負債の部		
流動負債		
未払金		7,322
未払費用		3,879
未払法人税等		795
賞与引当金		711
その他	※2	927
流動負債合計		13,635
固定負債		
退職給付引当金		2,475
役員退職慰労引当金		92
その他		2
固定負債合計		2,571
負債合計		16,206
純資産の部		
株主資本		
資本金		15,174
資本剰余金		
資本準備金		11,495
資本剰余金合計		11,495

利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	7,594
利益剰余金合計	7,968
株主資本合計	34,638
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,162
評価・換算差額等合計	1,162
純資産合計	35,801
負債・純資産合計	52,007

(２)中間損益計算書

（単位:百万円）

		当中間会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		37,075
その他営業収益		295
営業収益合計		37,371
営業費用		
支払手数料		15,707
その他営業費用		6,525
営業費用合計		22,233
一般管理費	※１	5,737
営業利益		9,400
営業外収益	※２	228
営業外費用	※３	87
経常利益		9,540
特別利益		―
特別損失	※４	129
税引前中間純利益		9,411
法人税、住民税及び事業税		2,910
法人税等調整額		92
中間純利益		6,407

(３)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△9,388	△9,388	△9,388
中間純利益	-	-	-	6,407	6,407	6,407
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△2,980	△2,980	△2,980
当中間期末残高	15,174	11,495	374	7,594	7,968	34,638

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	947	947	38,566
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△9,388
中間純利益	-	-	6,407
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	214	214	214
当中間期変動額合計	214	214	△2,765
当中間期末残高	1,162	1,162	35,801

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	**10～18年**
器具備品	**４～20年**

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。

当社の日々のサービス提供時に当履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

５．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

６．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

７．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる当中間会計期間の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

※１　減価償却累計額

	当中間会計期間 （2021年９月30日現在）
有形固定資産	307百万円

※２　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

３　保証債務

当中間会計期間（2021年９月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,726百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

※１　減価償却実施額

	当中間会計期間 （自　2021年４月　１日 至　2021年９月30日）
有形固定資産	12百万円
無形固定資産	289百万円

※２　営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 （自　2021年４月　１日 至　2021年９月30日）
投資有価証券売却益	117百万円
時効成立分配金・償還金	28百万円
受取配当金	26百万円

※３　営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 （自　2021年４月　１日 至　2021年９月30日）
投資有価証券売却損	58百万円
未収入金清算費用	9百万円

※４　特別損失の項目

	当中間会計期間 （自　2021年４月　１日 至　2021年９月30日）
投資有価証券評価損	102百万円
出資金評価損	27百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）
当中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項　（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	―	―	2,608

合計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月22日定時株主総会	普通株式	9,388	3,599	2021年3月31日	2021年6月23日

（金融商品関係）

当中間会計期間（2021年９月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、2019年７月４日公表の企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「2019年適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した有価証券、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券（※１）	85			85
資産合計	85			85

（※１）2019年適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券250百万円、投資有価証券10,621百万円は上記の表に含めておりません。

（２）時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。なお、2019年適用指針第26項に従い経過措置を適用している有価証券は、公表されている基準価格によっていることからレベルを付しておりません。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

（注２）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	当中間会計期間
非上場株式等	666
子会社株式	1,677
関連会社株式	2,027

（有価証券関係）

当中間会計期間（2021年９月30日）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額　1,677百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額　2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	85	55	30
（２）その他	7,691	5,841	1,850
小計	7,777	5,896	1,881
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,179	3,398	△219
小計	3,179	3,398	△219
合計	10,956	9,294	1,661

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えており、かつ、内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、セグメント情報に追加しての記載は行っておりません。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］

当中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

１.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

当中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

当中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

当中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当中間会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）
１株当たり純資産額	13,724.67円

１株当たり中間純利益	2,456.52円

（注１） 潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注２） １株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）	
中間純利益(百万円)	6,407
普通株式に係る中間純利益(百万円)	6,407
普通株主に帰属しない金額(百万円)	－
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

ａ．定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

ｂ．訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

	①　名　称	②　資本金の額 (2021年03月末日現在)	③　事業の内容	④　備考
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	（注6）	
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	（注6）	
販売会社	大和証券株式会社	100,000百万円	（注1）	

（注1）金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
（注2）主として中小企業向け融資業を営んでいます。
（注3）銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
（注4）全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。
（注5）協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
（注6）銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
（注7）信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。
（注8）保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
（注9）保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
（注10）全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
（注11）労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

２【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

３【資本関係】

該当事項はありません。

第３【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

・金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

・目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

・委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

・詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

①委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等

②請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

・使用開始日を記載することがあります。

・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

①届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

②届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

・次の事項を記載することがあります。

①投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

②請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

③「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

・委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

・ファンドの形態等を記載することがあります。

・図案を採用することがあります。

・ファンドの管理番号等を記載することがあります。

・委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。

・UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

2021年５月21日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬　友未	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井　康治	印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2021年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月25日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井　康治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）の2021年8月21日から2022年2月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ世界債券ファンド（毎月分配型）の2022年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月25日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井　康治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）の2021年8月21日から2022年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ世界債券ファンド（年2回決算型）の2022年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月25日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬	友未
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井	康治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第63期事業年度の中間会計期間（2021年４月１日から2021年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2021年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年４月１日から2021年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。